

第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画
(DV防止基本計画)
令和2年度
事業実施(進捗)状況報告

堺市

はじめに

堺市では、2018年（平成30年）3月に、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）までの5年間を計画期間とし、子どもを含めた被害者への支援の充実とともに、DVの被害者も加害者も生み出さない社会の形成に向け、次世代を担う若者への予防啓発を推進するための指針として「第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）」を策定しました。

本計画では、「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」を計画の目標とし、市民一人ひとりが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その根底にはジェンダーに基づく差別意識が大きく関わっていることを理解し、暴力による支配関係のない男女平等社会の実現をめざし、施策の基本的方向として、5つの基本方針に取り組んでいるところです。

本書は、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」第11条の「男女平等推進施策の実施状況等について、年次報告を作成し、これを公表する」とした規定により、2020年度（令和2年度）の事業の実施状況について、年次報告として明らかにしたものです。

※5つの基本的方向（基本方針）

- 基本方針1 DVを許さない意識づくりの推進
- 基本方針2 安心して相談できる体制の整備
- 基本方針3 被害者の安全確保の徹底
- 基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援
- 基本方針5 推進体制の充実

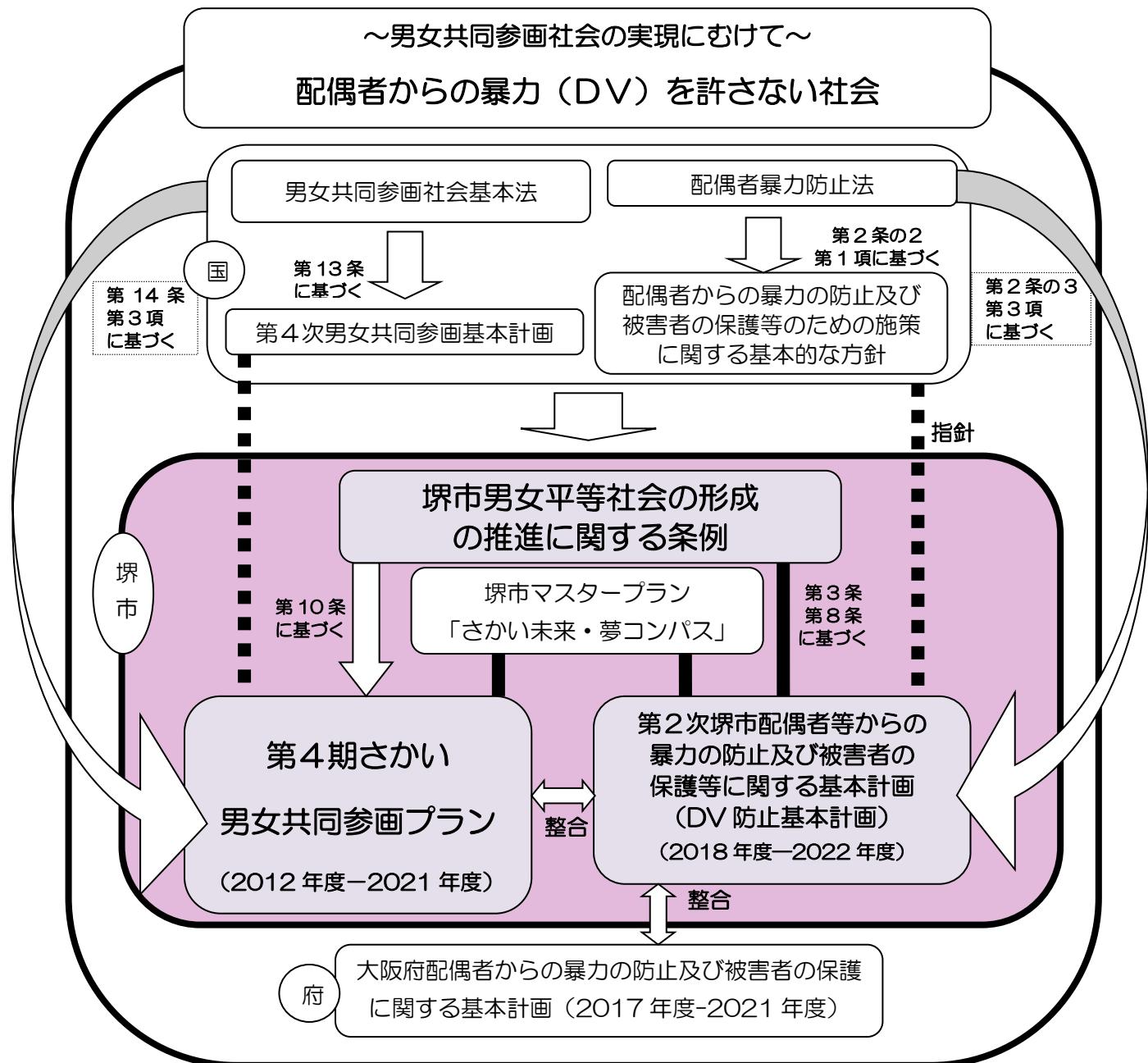
目 次

1 計画の位置づけ	1
2 計画期間	1
3 計画の施策体系図	2
4 数値目標	3
5 第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 基本計画（DV防止基本計画）令和2年度事業実施（進捗）状況（概要）	5
令和2年度事業実施（進捗）状況報告（総括）	6
基本方針1. DVを許さない意識づくりの推進	7
基本方針2. 安心して相談できる体制の整備	8
基本方針3. 被害者の安全確保の徹底	9
基本方針4. 被害者の自立支援と生活再建の支援	10
基本方針5. 推進体制の充実	11
6 第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 基本計画（DV防止基本計画）活動指標進捗状況調書（令和2年度実績）	13
進捗状況調書一覧	14
各所管課の進捗状況調書	23

1 計画の位置づけ

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）第2条の3 第3項の規定に基づき堺市が策定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」であり、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例第10条の規定に基づく「第4期さかい男女共同参画プラン」の施策の基本的方向の「女性に対する暴力の根絶」に位置づけられた取組と整合性を有するものです。

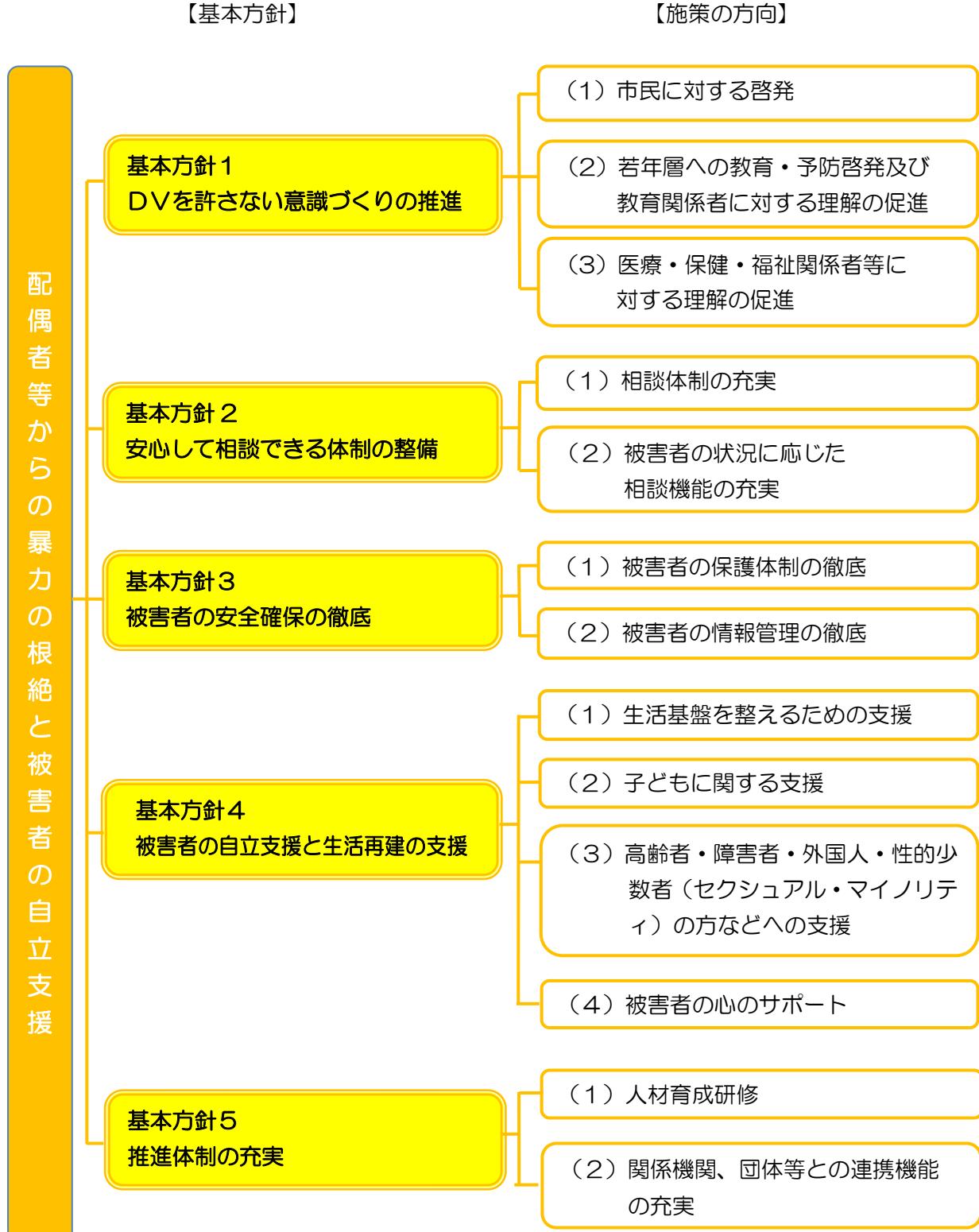
また、堺のまちづくりの指針である「堺市マスタープラン」を上位計画としています。



2 計画期間

2018年度〔平成30年度〕～2022年度〔令和4年度〕までの5年間

3 計画の施策体系図



4 数値目標

計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価し、施策の推進における課題等を見出し、効果的に計画を推進するため、目標を設定し、取り組んでいます。

＜目標＞				
項目	策定時 (平成 28 年度)	最新値 (令和 2 年 7 月)	目標 (令和 4 年度)	
夫婦間における「何を言っても長時間無視し続ける」「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」を暴力として認識する市民の割合	「何を言っても長時間無視し続ける」		100%に近づける	
	59. 7%	55. 2%		
	「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」			
	60. 9%	62. 9%		
結婚していない交際中の男女間等で行われる暴力行為である「デート DV」という言葉を知っている市民の割合	42. 2%	51. 8%	100%に近づける	
DV 被害者が「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする市民の割合	34. 2%	34. 5%	策定時より半減させる（17. 1%）	
「堺市配偶者暴力相談支援センター」の周知度	22. 4%	12. 8%	70%以上	

○策定時…「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査報告書」（平成 28 年度）より

○最新値…「堺市 男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告書」（令和 2 年度）より

(参考) 堺市等におけるDV被害状況

＜モニタリング指標＞				
項目	策定時	直近値	担当課	
堺市におけるDVに関する相談件数 (下記6項目総数)	1,901件 (平成28年度)	2,407件 (令和2年度)	—	
① 堺市男女共同参画交流の広場 「女性の悩みの相談」(DV) ② 堺市男女共同参画交流の広場 「男性の悩みの相談」(DV) (平成24年2月開設)	124件 (平成28年度)	90件 (令和2年度)	男女共同参画推進課	
③ 堺市配偶者暴力相談支援センター (平成24年7月開設)	6件 (うち、被害2件、 加害4件) (平成28年度)	4件 (うち、加害4件) (令和2年度)	男女共同参画推進課	
④ 堺市「女性相談」(DV)	1,072件 (平成28年度)	1,277件 (令和2年度)	子ども家庭課 各区子育て支援課	
⑤ 夜間・休日DV電話相談	111件 (平成28年度)	109件 (令和2年度)	子ども家庭課	
⑥ 男女共同参画センター相談業務※1 (DV／子ども虐待)	442件 (平成28年度)	736件 (令和2年度)	男女共同参画センター ※2	
大阪府警察で受理した DVに関する相談件数	8,932件 (平成28年)	10,236件 (令和2年)	「大阪府警察本部 調べ」より	
大阪府女性相談センターにおける DVを原因とする一時保護件数	285件 (平成28年度)	262件 (令和2年度)	「大阪府女性相談 センター調べ」より	
大阪地方裁判所管内における 大阪府の保護命令発令件数	279件 (平成28年)	138件 (令和2年)	「最高裁判所調べ」 より	
配偶者間の暴力（殺人・暴行・傷害）の検挙件数 (全国・大阪府)	全国	夫 6,280件 妻 569件 (平成28年)	夫 6,006件 妻 753件 (令和2年)	「警察庁資料」より
	大阪府	夫 234件 妻 33件 (平成28年)	夫 215件 妻 25件 (令和2年)	「大阪府警察本部 調べ」より

※1 策定時は「女性センター相談業務」

※2 策定時は「女性センター」が担当課

5 第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画
(DV防止基本計画)

令和2年度事業実施（進捗）状況
(概要)

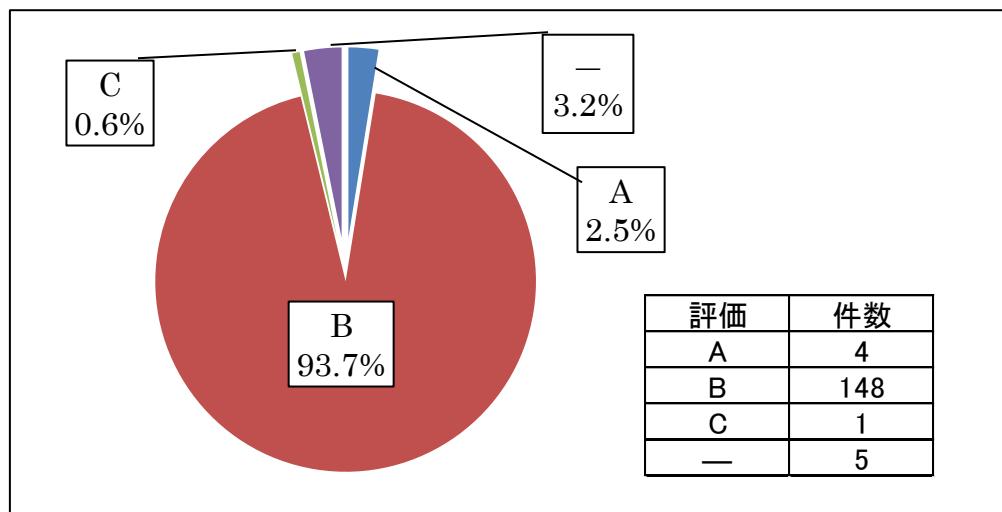
令和2年度事業実施（進捗）状況報告（総括）

令和2年度の「第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（DV防止基本計画）の事業実施（進捗）状況における各所管課の自己評価については、A「予定以上の取組を実施できた」が2.5%、B「予定通りの取組を実施できた」が93.7%となり、ほとんどの事業で予定通りまたは予定以上の取組を実施できている。

各所管課が「DVを許さない社会」の実現を目指に事業に取り組んだことが、今回の評価に表れている。

事業に対する各所管課の自己評価【基本方針1～5の全事業】

＜凡例＞ A:予定以上の取組を実施できた B:予定通りの取組を実施できた
C:予定していた取組の一部を実施できなかった —: 評価することができない



基本方針1 DVを許さない意識づくりの推進

DV を生み出さない社会の実現のためには、DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを広く周知し、DV を含むあらゆる暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが必要である。DV による被害が起きない社会や家庭をつくるため、以下の 3 つの施策に取り組んだ。

【主な取組】

① 市民に対する啓発

- ・暴力の防止や DV・デート DV についての講演会・講座等を実施した。
- ・オレンジ＆パープルリボンキャンペーンを市内各所で実施し、「子どもへの虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざした啓発を行った。
- ・啓発冊子やカードを作成・配布し、相談先の周知を図った。

② 若年層への教育・予防啓発及び教育関係者に対する理解の促進

- ・男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、デートDV等防止教育に関する教職員研修を実施した。
- ・いじめ・暴力防止（C A P）プログラムを全小学校及び中学校 29 学級で実施した。

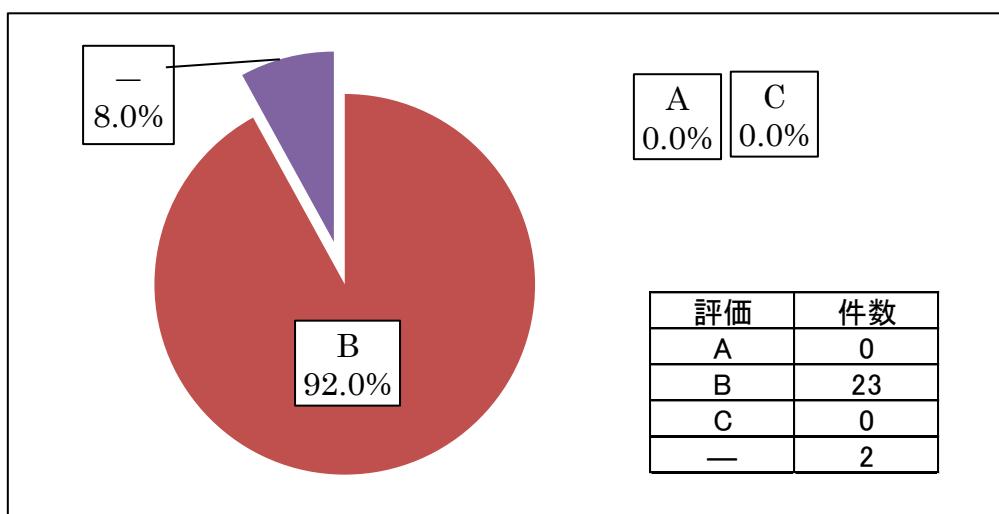
③ 医療・保健・福祉関係者等に対する理解の促進

- ・DV に関する知識や理解を深めるとともに、被害者支援に係る府内各課の連携について学ぶ府内職員研修を実施した。
- ・被害の早期発見のため、医療機関等に啓発チラシやリーフレット、ポスター等を配布・配架し、相談窓口の情報提供などを行った。

事業に対する各所管課の自己評価【基本方針1】

＜凡例＞A:予定以上の取組を実施できた B:予定通りの取組を実施できた

C:予定していた取組の一部を実施できなかった 一：評価することができない



基本方針 1 における事業実施（進捗）状況に係る各所管課の自己評価については、様々な手法を用いた啓発や情報発信を予定していた通りに実施することができたため、実施できたすべての事業において「B」評価となった。

基本方針2 安心して相談できる体制の整備

被害者がDVから抜け出し安全な生活を送るために、支援等の情報を入手し、自分自身で決定しながら、問題の解決に向けた行動がとれるようにすることが大切である。被害者が安心して相談できる体制を整備するため、以下の2つの施策に取り組んだ。

【主な取組】

① 相談体制の充実

- ・女性相談員等が必要に応じて被害者に同行し、各種制度の利用にかかる手続きを支援するなど被害者の負担軽減を図った。
- ・夜間、休日にDV電話相談を実施し、24時間の相談体制を確保するとともに、必要に応じて関係機関との連携を行った。

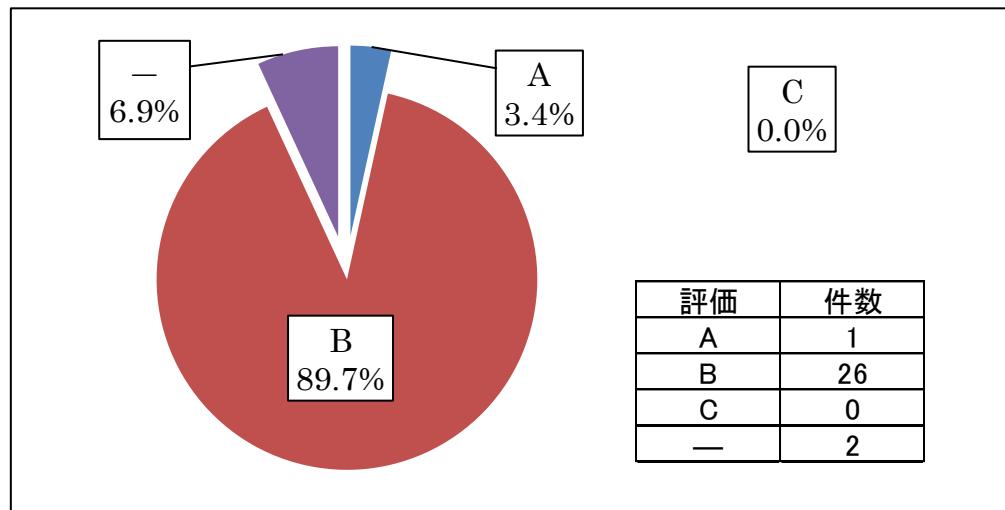
② 被害者の状況に応じた相談機能の充実

- ・地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等と連携し、それぞれの被害者に対し、適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図った。
- ・男性被害者が相談しやすい環境を整備し、状況に応じて適切な支援を行った。
- ・24時間電話教育相談「こころホーン」や面接相談の周知を図り、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めた。
- ・性的少数者を含めた人権相談等や弁護士によるLGBT相談を実施した。

事業に対する各所管課の自己評価【基本方針2】

＜凡例＞A:予定以上の取組を実施できた B:予定通りの取組を実施できた

C:予定していた取組の一部を実施できなかった ー：評価することができない



基本方針2における事業実施（進捗）状況に係る各所管課の自己評価については、相談手法を整備し、多くの悩みや不安の解消につなげることができたため、実施できたすべての事業において「B」以上の評価となった。

基本方針3 被害者の安全確保の徹底

被害者とその子ども等の安全確保は最優先課題であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要がある。被害者の安全確保の徹底を図るため、以下の2つの施策に取り組んだ。

【主な取組】

① 被害者の保護体制の徹底

- ・被害者の安全確保のため、関係機関と連携し、一時保護のための支援を行った。
- ・被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう、関係教育委員会及び就学先の学校へ連絡調整を行った。
- ・救急業務遂行中、傷病者の症状にDVが疑われる事案に遭遇した際、被害者と調整のうえ関係機関への通報等を行った。

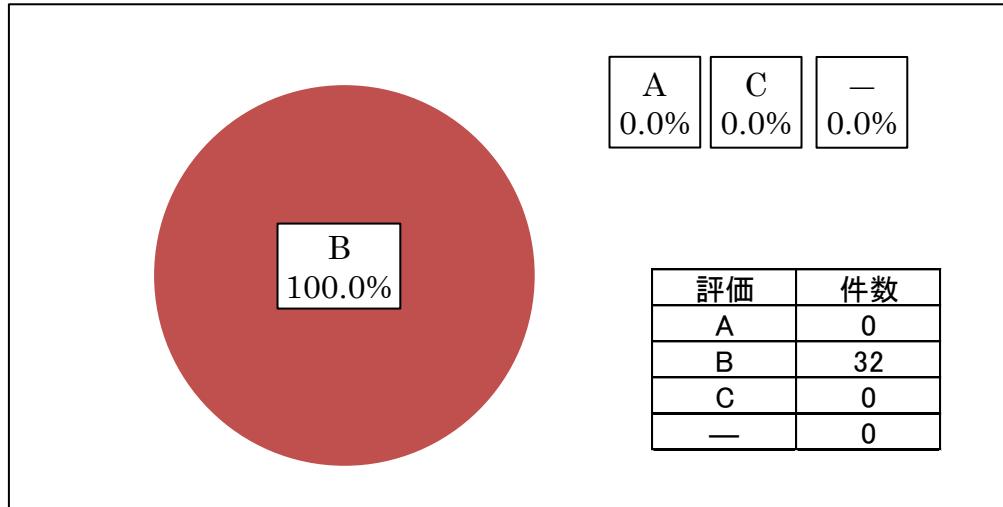
② 被害者の情報管理の徹底

- ・プライバシーを保護するとともに証明が悪用されることを防止するため、被害者の申請に基づき被害者以外への税務証明の交付を停止した。
- ・被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られることを防止するため、被害者の申請に基づき住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の証明書発行を制限した。

事業に対する各所管課の自己評価【基本方針3】

<凡例> A:予定以上の取組を実施できた B:予定通りの取組を実施できた

C:予定していた取組の一部を実施できなかった —:評価することができない



基本方針3における事業実施（進捗）状況に係る各所管課の自己評価については、関係機関との連絡調整を図ることにより保護や支援を行い、また、被害者の情報管理を被害者の申し出に基づき適正に行うことができたため、すべての事業において「B」評価となった。

基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援

被害者が暴力のある生活の場から離れ、新たな場所で自立して生活しようとする場合、住宅の確保、経済基盤の確立、DVによる心身の回復のためのケアなど様々な問題に直面する。被害者の自立支援や生活再建の支援を図るため、以下の4つの施策に取り組んだ。

【主な取組】

① 生活基盤を整えるための支援

- ・住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認める措置を行った。
- ・一定の要件を満たした被害者やその世帯について、市営住宅への申込みを可能とした。
- ・就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行った。

② 子どもに関する支援

- ・育児に課題を抱える家庭に、子育てアドバイザーやヘルパーの派遣等を行い、DVの恐れのある家庭を含む要支援家庭を支援した。
- ・経済的な理由で就学困難な公立小・中学校の児童生徒のいる家庭に対し、学用品費等の就学援助金を支給した。また、経済的理由により就学困難な高校1年生等に対して奨学金を給付した。
- ・DVにより市内へ避難してきた被害者の子ども、市外に避難した被害者の子どもに対して予防接種費用の助成を行った。

③ 高齢者・障害者・外国人・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方などへの支援

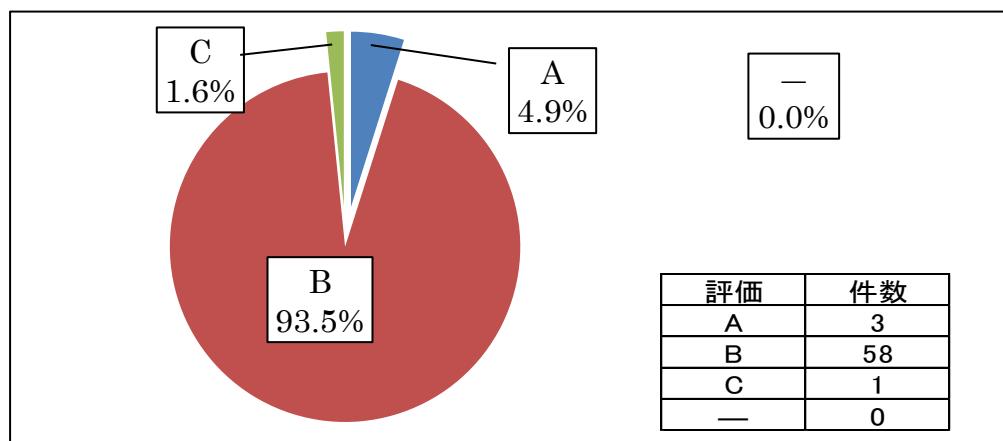
- ・虐待の被害者に対して、関係機関と連携し相談や支援を行った。
- ・多言語によるDVに関する情報提供を行い、文化や制度の違い等に配慮した対応を行った。

④ 被害者の心のサポート

- ・DV被害者同士が自らの悩みや体験を語り合うことで、被害からの回復を図るために「DV被害者サポートグループ」を実施した。
- ・DV被害から避難してきた保護者及び児童へのアセスメント及び心理ケアの実施により、心的外傷の回復を図った。

事業に対する各所管課の自己評価【基本方針4】

＜凡例＞A:予定以上の取組を実施できた B:予定通りの取組を実施できた
C:予定していた取組の一部を実施できなかった —:評価することができない



基本方針4における事業実施（進捗）状況に係る各所管課の自己評価については、申込実績がなかったため評価「C」となった事業が1件あったが、それ以外は被害者の状況に応じた自立や生活再建の支援や、心のサポート等、継続的な支援を行い、また、支援するための環境の整備を行うことができたため、概ね良い評価となった。

基本方針5 推進体制の充実

DVを防止し、被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、課題解決にかかる関係部局との連携強化のみならず、国及び大阪府、警察、医療機関、民間団体など関係機関が共通認識を持ちながら、緊密に連携して取り組み、継続した支援を推進するため、以下の2つの施策に取り組んだ。

【主な取組】

① 人材育成研修

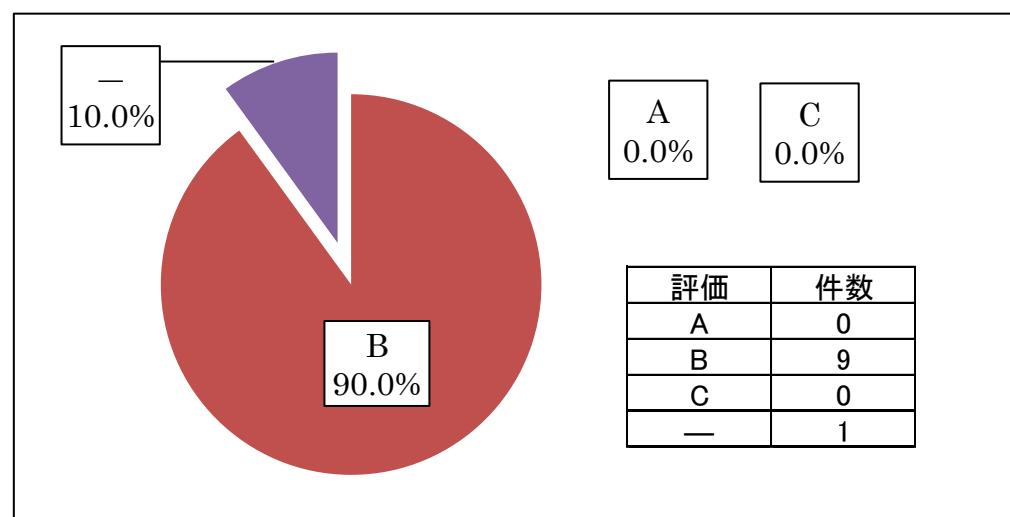
- ・DVの特性、被害者の心のケア、相談手法等について女性相談員等の知識と技術の向上を図る研修を実施した。
- ・被害者に接する機会の多い府内職員等に対し、DVについての理解を深めるための研修の実施や相談窓口カード等の配付等により情報提供を行った。

② 関係機関、団体等との連携機能の充実

- ・「堺市DV対策連絡会議」を開催し、警察、大阪府の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVに係る機関、府内関係課との情報交換・連携を図った。
- ・国際女性デーイベントにおいて、映画上映会を実施し、同時に「セーフシティさかい」に関するパネル展を実施し、取組の周知を行った。

事業に対する各所管課の自己評価【基本方針5】

＜凡例＞A:予定以上の取組を実施できた B:予定通りの取組を実施できた
C:予定していた取組の一部を実施できなかった 一：評価することができない



基本方針5における事業実施（進捗）状況に係る各所管課の自己評価については、相談員や教職員への研修を行い、加えて、国をはじめとした様々な機関との連携を強化することができたため、実施できたすべての事業において「B」以上の評価となった。

6 第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画
(DV防止基本計画)
活動指標進捗状況調書
(令和2年度実績)

DV防止基本計画 進捗状況調査一覧

No	概要	R2年度 決算 (千円)	R3年度 予算 (千円)	所管課
基本方針1 DVを許さない意識づくりの推進				
(1) 市民に対する啓発				
1		358	989	男女共同参画推進課
2	●暴力の防止の講演会・教室等を実施します。	—	—	市民協働課
3		—	—	子ども家庭課
4		59,943 (「自由の泉大学」 委託料総額)	46,576 (「自由の泉大学」 委託料総額)	男女共同参画センター
5	●啓発冊子等での情報提供を実施します。	196	148	男女共同参画推進課
6	●DV啓発冊子「脱暴力宣言」や相談窓口カードを様々な場面で配架・配布し、相談先の周知を図ります。	112	113	男女共同参画推進課
7	●オレンジ&パープルリボンキャンペーンを実施します。	34	33	男女共同参画推進課
8		459	672	子ども家庭課
9	●相談案内カード等の配布により配偶者暴力相談支援センターの電話相談や各区女性相談窓口など、DV相談先の周知を図ります。	378	348	子ども家庭課
10	●母子健康手帳に、DV相談を含めた各種相談窓口を掲載し、相談先の周知を図ります。	1,241	1,248	子ども育成課
11	●DVや子ども虐待を中心に女性への暴力に関する図書の充実と啓発展示を男女共同参画センターで実施します。	189	150	男女共同参画センター
12	●PTA等の保護者を対象に、子どもをDVの被害者にも加害者にもさせないよう、デートDVについての知識と理解を深めるための講座を開催します。また面前DVが子どもに与える深刻な影響についての周知を図ります。	0	50	男女共同参画推進課 人権教育課
(2) 若年層への教育・予防啓発及び教育関係者に対する理解の促進				
13	(再掲) 啓発冊子等での情報提供を実施します。	196	148	男女共同参画推進課
14	●当事者である若者に適切な情報が届くよう、若年層が集まる機会・場所等での周知やアクセスしやすいツール等の活用によるデートDV等予防啓発を実施します。	0	—	男女共同参画推進課
15	●学校教育活動全体を通じて、性や健康課題について、教科学習を中心に発達段階に応じた性に関する指導を行い、保健センター等関係機関を連携を図り推進します。	330	1,551	生徒指導課 保健給食課
16	●保育従事者へのDV及び子ども虐待を含む人権研修の実施を通じ、DVについての知識と理解を深めるとともに、子ども一人ひとりの人権と個性を尊重した保育を実施します。	737	681	幼保推進課
17	●市立幼稚園では、幼児期から男女平等の意識が形成されていくことを認識し、ジェンダーにとらわれることなく、子ども一人ひとりの人権と個性を尊重した教育を実施します。	—	—	学校指導課
18	●自尊感情の向上、自ら危機的状況を切り抜けるための知識や方法の習得を目的とした学習プログラムを実施します。	7,548	8,547	生徒指導課
19	●若年世代がデートDVの認識を高められるよう、デートDV防止啓発冊子「デートDVってなに?」等を活用し、男女平等教育を進めます。また、各学校園が作成する「人権教育年間計画」の進捗を管理し、人権尊重の意識を育む人権教育・男女平等教育の充実を図ります。	659	650	生徒指導課 人権教育課
20	●男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、デートDV又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。	659	650	生徒指導課 教育センター
21	(再掲) PTA等の保護者を対象に、子どもをDVの被害者にも加害者にもさせないよう、デートDVについての知識と理解を深めるための講座を開催します。また面前DVが子どもに与える深刻な影響についての周知を図ります。	0	50	男女共同参画推進課 人権教育課
(3) 医療・保健・福祉関係者に対する理解の促進				
22	(再掲) 啓発冊子等での情報提供を実施します。	196	148	男女共同参画推進課

DV防止基本計画 進捗状況調査一覧

No	概要	R2年度 決算 (千円)	R3年度 予算 (千円)	所管課
基本方針1 DVを許さない意識づくりの推進				
(3) 医療・保健・福祉関係者に対する理解の促進				
23	●被害の早期発見のため、医療機関等に啓発チラシやリーフレット、ポスター等を配布・配架し、相談窓口の情報提供などを行います。	—	—	男女共同参画推進課
24	●民生委員児童委員や人権擁護委員等、被害者に接する機会の多い福祉関係者等に対し、DVについての理解を深めるための研修の実施やリーフレットの配布等情報提供を行います。	0	23	男女共同参画推進課
25	●DV被害者支援現場からの報告や講演などのDVに関する府内職員研修を実施します。	46	46	男女共同参画推進課 子ども家庭課
基本方針2 安心して相談できる体制の整備				
(1) 相談体制の充実				
26	●女性の悩みの相談を実施します。	6,820 (広場委託料)	7,035 (広場委託料)	男女共同参画推進課
27	●男性の悩みの相談を実施します。	6,820 (広場委託料)	7,035 (広場委託料)	男女共同参画推進課
28	●配偶者暴力相談支援センターと各区女性窓口相談が連携して被害者支援の充実に努めます。	45,371	49,344	子ども家庭課 各区子育て支援課
29	●スーパーバイザー等による女性相談員へのケース検討など、女性相談員のサポート体制を充実します。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課
30	(再掲) 相談案内カード等の配布等により配偶者暴力相談支援センターの電話相談や女性相談窓口など、DV相談先の周知を図ります。	378	348	子ども家庭課 各区子育て支援課
31	●マニュアルを活用し、女性相談員等が必要に応じて被害者に同行し、各制度の利用にかかる手続きを円滑に行えるよう被害者の負担軽減を図ります。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課
32	●対応が困難なケースでは、配偶者暴力相談支援センターや各区女性相談窓口等と関係機関が連携し、ケースカンファレンスを行うなど協力して対応します。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課
33	●法的な問題の解決を図るため、堺市DV専門法律相談の実施や日本司法支援センター(法テラス)等と連携します。	983	1,188	子ども家庭課 各区子育て支援課
34	●夜間・休日DV電話相談を実施し、24時間相談できる体制を確保します。	5,144	5,045	子ども家庭課 各区子育て支援課
35	●「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶー DVその1 相談窓口の充実編」を活用し、学校も相談窓口であるとの認識を持ち、相談体制の充実に努めます。	—	—	生徒指導課
36	●各学校園での相談の中で、DVが疑われる場合には、関係機関に確実につなげます。	—	—	生徒指導課
37	●DV、子ども虐待、離婚問題など様々な課題に関する相談(男女共同参画センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。	5,622	5,744	男女共同参画センター
(2) 被害者の状況に応じた相談機能の充実				
①高齢者、障害者、外国人、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)への対応				
38	●地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	8,089	8,232	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
39	●障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通してDVについて周知を図ります。	9,358	10,396	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
40	●大阪府女性相談センターや民間支援団体と協力し、通訳支援の充実に努めます。	0	64	子ども家庭課 各区子育て支援課
41	(再掲) 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の方など様々な状況に対応できる相談(男女共同参画センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。	5,622	5,744	男女共同参画センター
42	●性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)を含めた人権相談を実施します。	—	—	人権推進課

DV防止基本計画 進捗状況調査一覧

No	概要	R2年度 決算 (千円)	R3年度 予算 (千円)	所管課
基本方針2 安心して相談できる体制の整備				
(2) 被害者の状況に応じた相談機能の充実				
②男性への対応				
43	(再掲) 男性の悩みの相談を実施します。	6,820 (広場委託料)	7,035 (広場委託料)	男女共同参画推進課
44	(再掲) DV、子ども虐待、離婚問題など様々な課題に関する相談(男女共同参画センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。	5,622	5,744	男女共同参画センター
45	●配偶者暴力相談支援センターで男性のDV被害者の相談を実施します。	—	—	子ども家庭課
③子どもへの対応				
46	●DVは子ども虐待と密接に関係しているため、子ども相談所及び各区の家庭児童相談室と相互に連携して支援します。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課 子ども相談所
47	●子ども電話教育相談「こころホーン」(24時間)や面接相談の周知を図り、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めます。	15,484	16,373	教育センター
48	●教育相談において子ども虐待やDVが背景にある場合、相談者に対する専門機関の情報提供に努めるとともに、被害者の安全確保と個人情報の管理を徹底し、関係機関と情報交換や連絡調整を行います。	—	—	教育センター
49	●すべての教職員が相談の対応者であるとの認識をもち、子ども虐待やDVについての正しい知識や対応方法を身につけ、専門機関等の情報提供などができるよう、意識啓発や研修に取り組みます。	0	230	教育センター
④その他				
50	●犯罪被害者等支援相談窓口にて、各種制度の案内や関係機関に関する情報提供を実施します。	(総合相談窓口) 0 (日常生活支援制度) 26 (一時避難住宅制度) 0 (カウンセリング制度) 0	(総合相談窓口) 0 (日常生活支援制度) 708 (一時避難住宅制度) 118 (カウンセリング制度) 149	市民協働課
51	●各区精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施します。	12,560	15,577	精神保健課 各区保健センター
52	●「こころの電話相談」を設置し、こころの悩みに関して心理士や精神保健福祉士が相談を受けます。	3,128	3,183	こころの健康センター
53	●性暴力救援センター・大阪(SACHICO)の協力医療機関である堺市立総合医療センターにおいて、性暴力被害者受診専用ホットラインを開設し、女性職員が性暴力被害者の診療受付に24時間365日対応します。	300	300	健康医療推進課
54	●性暴力被害者支援看護職(SANE)を養成し、相談体制の充実を図ります。	0	508	健康医療推進課
基本方針3 被害者の安全確保の徹底				
(1) 被害者の保護体制の徹底				
55	(再掲) 地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	8,089	8,232	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
56	●高齢者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、被虐待高齢者とその養護者に対する適切な事実確認とアセスメントのもと、行政と地域包括支援センター等の関係機関が連携して一時保護等を行うなど、高齢者の安全確保と養護者支援を進めます。	8,089	8,232	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
57	(再掲) 障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	9,358	10,396	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
58	●障害者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、関係機関等と連携して一時保護等を行うなど、障害のある被害者の支援を進めます。	9,358	10,396	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
59	●定期的な連絡会などの機会を通じ、大阪府女性相談センター(婦人相談所)との連携をさらに強化します。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課
60	●被害者の安全確保を図るために、大阪府女性相談センター(婦人相談所)と連携し、一時保護のための支援を行います。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課
61	●配偶者暴力相談支援センター及び各区女性相談窓口において、保護命令制度についての情報提供や申立てにかかる支援を行います。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課

DV防止基本計画 進捗状況調査一覧

No	概要	R2年度 決算 (千円)	R3年度 予算 (千円)	所管課
基本方針3 被害者の安全確保の徹底				
(1) 被害者の保護体制の徹底				
62	●被害者の子どもの安全確保については加害者からの問い合わせがあった場合などの対応方法を明確にし、全教職員で共通理解を図り、関係機関との連携を更に強化します。	—	—	生徒指導課
63	●「『学校園における危機管理』－具体的な事例に学ぶ－ DVその2 被害者の安全確保の徹底編」を活用し、被害者の緊急時における安全確保を徹底します。	—	—	生徒指導課
64	●被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう関係教育委員会及び就学先の学校へ連絡調整します。	—	—	学務課 各区企画総務課
65	●救急業務遂行中、傷病者の症状にDVの可能性が疑われた場合において、被害者と調整のうえ関係機関への通報等を行います。	—	—	救急課
(2) 被害者の情報管理の徹底				
66	●災害時に作成される避難者名簿の公表については、被害者の居所が加害者に伝わり新たな被害が生じることがないよう配慮します。	—	—	危機管理課
67	●被害者の申請に基づき、被写者以外への税務証明の交付を停止することで、プライバシーを保護するとともに証明が悪用されることを防止します。	—	—	税制課 税務サービス課
68	●被害者の申請に基づき住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の証明書発行を制限し、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られることを防止します。	—	—	戸籍住民課 各区市民課
69	●被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう配慮します。	—	—	国民健康保険課 各区保険年金課
70	●住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。	—	—	国民健康保険課 各区保険年金課
71	●被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにします。	—	—	国民健康保険課 各区保険年金課
72	●被害者の申し出に基づき、国民年金原簿等に記録されている住所等を加害者に知られないよう配慮する取扱いがあることを説明し、年金事務所への手続きを案内します。	—	—	医療年金課 各区保険年金課
73	●被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう配慮します。	—	—	介護保険課 各区地域福祉課
74	●住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の市町村の介護保険に加入していないことの確認により、本市の介護保険への加入を認めます。	—	—	介護保険課 各区地域福祉課
75	●被害者の申し出に基づき、「介護保険給付費通知書」等を申し出のあった宛先に送付します。	—	—	介護保険課 各区地域福祉課
76	●被害者の申し出に基づき、被害者及び家族等の転居先等の情報を第三者に漏洩しないよう配慮します。	—	—	上下水道局 事業サービス課
77	●被害者の申し出に基づき、本人以外への水道料金等納付済証明及び水道使用証明の発行を制限し、情報の漏洩及び証明の悪用を防止します。	—	—	上下水道局 事業サービス課
78	●公職選挙法第28条の2及び第28条の3の規定に基づく選挙人名簿の抄本の閲覧について、DV及びストーカー行為等被害者については閲覧を制限し、被害者の居住地、転居先を加害者に知られることを防止します。	—	—	選挙管理委員会事務局 各区選挙管理委員会事務局
153	●福祉医療費助成制度の被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう配慮します。	—	—	医療年金課 各区保険年金課
154	●後期高齢者医療制度の被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう配慮します。	—	—	医療年金課 各区保険年金課
155	●住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、後期高齢者医療制度加入の受付を行います。	—	—	医療年金課 各区保険年金課
156	●被害者の申し出に基づき、後期高齢者医療制度の「医療費のお知らせ」を被保険者へ送付しないよう、大阪府後期高齢者医療広域連合に伝達を行います。	—	—	医療年金課 各区保険年金課
79	●被害者の申し出に基づき、マイナンバー制度による他市等への情報提供・照会及びマイナーポータルでの閲覧を停止することで、居住市区町村や特定個人情報を加害者に知られることを防止します。	—	—	個人番号利用事務実施課
80	●研修及び担当者会議により、被害者に対する情報の共有と関係機関による居所を含む被害者の情報管理の更なる徹底を行います。	—	—	生徒指導課

DV防止基本計画 進捗状況調査一覧

No	概要	R2年度 決算 (千円)	R3年度 予算 (千円)	所管課
基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援				
(1) 生活基盤を整えるための支援				
①経済的支援、生活支援				
81	●「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶ—DVその3 被害者の情報管理の徹底編」を活用し、被害者の子どもの安全確保を徹底します。	—	—	生徒指導課
82	(再掲)被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう関係教育委員会及び就学先の学校へ連絡調整します。	—	—	学務課 各区企画総務課
83	●生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。	45,173,384 ※DV非関連含む	46,048,640 ※DV非関連含む	生活援護管理課 各区生活援護課
84	●最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、困窮状態からの脱却を図るための相談支援を行います。	74,511 ※DV非関連含む	77,638 ※DV非関連含む	生活援護管理課 各区生活援護課
85	(再掲)住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。	—	—	国民健康保険課 各区保険年金課
86	(再掲)被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにします。	—	—	国民健康保険課 各区保険年金課
87	●堺市DV被害者等自立支援金を支給します。	70	250	子ども家庭課 各区子育て支援課
88	(再掲)法的な問題の解決を図るため、堺市DV専門法律相談の実施や日本司法支援センター（法テラス）等と連携します。	983	1,188	子ども家庭課 各区子育て支援課
89	●生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。 (生活保護、母子父子寡婦福祉資金貸付、健康保険、医療費助成、年金、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当等の制度に関する情報提供と手続き支援)	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課
90	●一時的な利用や当面の生活の場とする居室を提供するDV被害者等援護事業を実施します。	4,078	3,989	子ども家庭課 各区子育て支援課
91	●子どもや母子等を対象とした、ショートステイやトワイライトステイを実施します。	1,270	3,379	子ども家庭課 各区子育て支援課
157	●住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他市の福祉医療費助成を受給していないことの確認により、福祉医療費助成を行います。	—	—	
158	(再掲)住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、後期高齢者医療制度加入の受付を行います。	—	—	
159	(再掲)被害者の申し出に基づき、後期高齢者医療制度の「医療費のお知らせ」を被保険者へ送付しないよう、大阪府後期高齢者医療広域連合に伝達を行います。	—	—	
②住まいの確保、住宅支援				
92	●母子生活支援施設の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。	148,269	150,464	子ども家庭課 各区子育て支援課
93	●一定の要件を満たした被害者について、特に居住の安定を図る必要がある者と位置付け、市営住宅の単身での申込みを可能とします。	—	—	住宅管理課 住宅改良課
94	●一定の要件を満たした被害者の世帯について、特に居住の安定を図る必要がある者と位置付け、市営住宅の福祉世帯枠への申込みを可能とします。	—	—	住宅管理課
③就労支援				
95	●母子・父子自立支援員は、相談や、自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金）の相談及び事務手続きについて情報提供を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	20,990	22,230	子ども家庭課 各区子育て支援課
96	●堺市母子家庭等就業・自立支援センターは、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等にいたるまでの一貫した就業支援サービスを行います。	19,826	23,980	子ども家庭課 各区子育て支援課
97	●ひとり親家庭の父・母の就業と自立を支援するため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、ハローワーク、区保健福祉総合センター、堺市母子家庭等就業・自立支援センターが一体となって、就業までのサポートを行います。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課
98	●さかいJOBステーション女性しごとプラザやジョブシップさかいにおいて、関係機関との連携により、就労支援を行います。	96,433 (さかいJOBステーション) 15,768 (ジョブシップさかい)	97,638 (さかいJOBステーション) 16,641 (ジョブシップさかい)	雇用推進課
99	●就労支援を必要とする生活保護受給者及び生活困窮者に対し、「堺市キャリアサポート事業」や「生活保護受給者等就労自立促進事業」の就労支援事業の利用を促し、支援対象者一人ひとりの状況に応じた支援を行います。	127,824 ※DV非関連含む	130,086 ※DV非関連含む	生活援護管理課 各区生活援護課

DV防止基本計画 進捗状況調査一覧

No	概要	R2年度 決算 (千円)	R3年度 予算 (千円)	所管課
(2) 子どもに関する支援				
①子育て・育児支援				
100	●乳幼児健診の実施を通して、出産・育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	—	—	子ども育成課 各区子育て支援課 各区保健センター
101	●育児に課題を抱える家庭に、子育てアドバイザーやヘルパーの派遣、育児相談等の支援を行います。	5,779	6,492	子ども育成課 各区子育て支援課 各区保健センター
102	●対応が困難なケースは、関係機関と連携し、ケースカンファレンスを行うなどして、協力して対応します。	—	—	子ども育成課 各区子育て支援課 各区保健センター
103	●ユースサポートセンターで、ひきこもり、不登校、ニート、非行などの困難を抱える子ども、若者及びその保護者・関係者からの相談に応じています。	22,737	22,741	子ども家庭課
104	●DVにより心理的虐待を受け、被害者とともに避難した子どもの心理ケアについて、具体的に検討します。	—	—	子ども家庭課
105	(再掲) DVは子ども虐待と密接に関係しているため、子ども相談所及び各区の家庭児童相談室と相互に連携して支援します。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課 子ども相談所
106	●子どもや保護者がいつでも電話できるよう、子ども電話教育相談「こころホーリン」(24時間)を実施します。	14,340	14,340	教育センター
107	●子どもや保護者が相談しやすい環境づくりに努め、小・中学生の性格や行動、発達に関する問題について電話相談、面接相談を行います。	15,484	16,373	教育センター
108	●教育相談において虐待やDVが背景にある場合、関係機関と連携を図り、情報交換や連絡調整を行います。	—	—	教育センター
②保育・教育・学習支援				
109	(再掲) 学校教育活動全体を通じて、性や健康課題について、教科学習を中心に行なうべき事項に関する指導を行い、保健センター等関係機関と連携を図り推進します。	330	1,551	生徒指導課 保健給食課
110	●ひとり親家庭の親または子の学び直しの支援を推進することにより、安定した就業につなげることを目的に、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を給付金として支給します。	0	577	子ども家庭課
111	●就労中、就労可能なひとり親家庭の児童について、認定こども園などの優先的な利用に配慮します。	—	—	幼保推進課 各区子育て支援課
112	(再掲) 男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、データDV又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。	659	650	生徒指導課 教育センター
113	(再掲) 自尊感情の向上、自ら危機的状況を切り抜けるための知識や方法の習得を目的とした学習プログラムを実施します。	7,548	8,547	生徒指導課
114	●臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、子どもの不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実に努めます。	80,988	81,879	生徒指導課
115	●学校だけでは解決が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、データDV又はDVなどの課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能に加えて、教育分野に関する知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもの置かれた様々な環境に働きかけ、支援を行い、課題の解決を図ります。	22,159	87,509	生徒指導課
116	●「『学校園における危機管理』一具体的な事例に学ぶ—DVその4 子どもへの支援編」を活用し、幼児・児童生徒が自分も相手も大切にする意識や態度を身につけるよう発達段階に応じた人権教育を充実させます。	—	—	生徒指導課
117	●被害者の子どもという特別事情により居住の実態があれば住民登録がなくても就学に配慮します。	—	—	学務課 各区企画総務課
118	●経済的な理由で就学困難な公立小・中学校の児童生徒のいる家庭に対し、学用品費等の就学援助金を支給します。また、経済的理由により就学が困難な高校1年生等に対して、奨学金を給付します。	就学援助 527,985 堺市奨学金 6464	就学援助 720,437 堺市奨学金 15,360	学務課
119	●放課後や長期休業中などを活用し、小学生(3年生以上)および中学生の希望者を対象として無料で学習支援を行い、一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図ります。	58,111	—	学校指導課
③居場所づくり、その他の支援				
120	●生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の高校在学年齢等の子どもを対象に、学習できる場であり、居場所となる場を提供することで、高校の中退防止や子どもの将来の自立に向けた支援を行います。	18,499 ※DV非関連を含む	22,817 ※DV非関連を含む	生活援護管理課 各区生活援護課

DV防止基本計画 進捗状況調査一覧

No	概要	R2年度 決算 (千円)	R3年度 予算 (千円)	所管課
基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援				
(2) 子どもに関する支援				
③居場所づくり、その他の支援				
121	●子ども食堂の実施団体や支援機関等によるネットワークを構築し、情報提供並びに実施ノウハウの提供、従事者向け研修、食材の寄付やボランティアの仲介などを実施するとともに、子ども食堂の開設に要する経費を補助することで子ども食堂の開設や運営を支援します。	20,883	26,486	子ども企画課
122	(再掲) 母子生活支援施設の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。	148,269	150,464	子ども家庭課 各区子育て支援課
123	●堺市内から市外に、また市外から堺市内に住民登録を残したまま避難している被害者に同伴する子どもに対し、予防接種を受けやすい環境を整え、感染症の罹患及びまん延を防止します。	1,698,653,095 (市に住民登録のある子どもに対する予算も含む)	1,441,113,820 (市に住民登録のある子どもに対する予算も含む)	感染症対策課
(3) 高齢者・障害者・外国人・性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の方などへの支援				
124	(再掲) 地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	8,089	8,232	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
125	(再掲) 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、被虐待高齢者との養護者に対する適切な事実確認とアセスメントのもと、行政と地域包括支援センター等の関係機関が連携して一時保護等を行うなど、高齢者の安全確保と養護者支援を進めます。	8,089	8,232	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
126	(再掲) 障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	9,358	10,396	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
127	(再掲) 障害者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、関係機関等と連携して一時保護等を行うなど、障害のある被害者の支援を進めます。	9,358	10,396	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
128	(再掲) 大阪府女性相談センターや民間支援団体と協力し、通訳支援の充実に努めます。	0	64	子ども家庭課 各区子育て支援課
129	●多言語によるDVに関する情報提供に努めます。また、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めます。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課
130	(再掲) 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)を含めた人権相談を実施します。	—	—	人権推進課
(4) 被害者の心のサポート				
131	(再掲) 女性の悩みの相談を実施します。	6,820 (広場委託料)	7,035 (広場委託料)	男女共同参画推進課
132	(再掲) 男性の悩みの相談を実施します。	6,820 (広場委託料)	7,035 (広場委託料)	男女共同参画推進課
133	●被害者同士が自らの悩みや体験を語り合い、被害からの回復を図るための「DV被害者サポートグループ」を実施します。	6,820	7,035	男女共同参画推進課
134	●いのちの相談支援事業（自殺未遂者の相談支援）において、相談者の背景に虐待やDVの問題がある場合、関係機関との連携を図り、情報交換や連絡調整を行います。	8,308	7,699	精神保健課
135	●相談機関研修の開催、相談機関一覧（悩み相談）配布等自殺対策を推進するために各種相談機関の連携を図ります。	405	548	精神保健課
136	(再掲) 各区精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施します。	12,560	15,577	精神保健課 各区保健センター
137	●定例精神保健福祉相談を実施し、嘱託の精神科医師と保健センターのスタッフで相談に応じます。	5,348	7,560	精神保健課 各区保健センター
138	(再掲) 「こころの電話相談」を設置し、こころの悩みに関して心理士や精神保健福祉士が相談を受けます。	3,128	3,183	こころの健康センター
139	●精神保健福祉に関する専門相談として、ひきこもり、薬物依存症、自死遺族への相談支援や、性暴力被害者への心理カウンセリングなどを行います。	1,705	2,502	こころの健康センター
140	●被害者の心のケアのため、相談やカウンセリングを受けられる機関についての情報提供を行います。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課
141	(再掲) DVにより心理的虐待を受け、被害者とともに避難した子どもの心理ケアについて、具体的に検討します。	—	—	子ども家庭課

DV防止基本計画 進捗状況調査一覧

No	概要	R2年度 決算 (千円)	R3年度 予算 (千円)	所管課
基本方針5 推進体制の充実				
(1) 人材育成研修				
142	●性暴力の実態や性暴力が起こる要因・背景等の正しい知識と理解を深め、被害者に二次被害を与えないよう寄り添う人材を養成する講座を実施します。			男女共同参画推進課
143	(再掲) 民生委員児童委員や人権擁護委員等、被害者に接する機会の多い福祉関係者等に対し、DVについての理解を深めるための研修の実施やリーフレットの配布等情報提供を行います。	0	23	男女共同参画推進課
144	(再掲) DV被害者支援現場からの報告や講演などのDVに関する府内職員研修を実施します。	46	46	男女共同参画推進課 子ども家庭課
145	●DVの特性、被害者の心のケア、相談手法等について女性相談員等の知識と技術の向上を図る研修を実施します。また、相談員自身が、二次受傷などにより心の問題を抱えることがないよう、専門家等による研修を実施します。	198	207	子ども家庭課 各区子育て支援課
146	●各種研修会、全国会議への参加に努めます。	0	251	子ども家庭課 各区子育て支援課
147	(再掲) 男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、デートDV又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。	659	650	生徒指導課 教育センター
(2) 関係機関、団体等との連携機能の充実				
148	●UN Womenなどと連携し、「国際女性デー」や「堺セーフシティ・プログラム」等の周知・啓発のためのパネル展示等を実施します。	260	0	男女共同参画推進課
149	●国における加害者更生に係る調査研究を把握するとともに、その動向等を注視しつつ、情報収集に努めるなど適切に対応していきます。	—	—	男女共同参画推進課
150	●「堺市DV対策連絡会議」を開催し、警察、大阪府の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVに関わる機関、府内関係課との情報交換・連携を図ります。	0	2	子ども家庭課 各区子育て支援課
151	●大阪府女性相談センターとの連絡会を開催し、情報交換・連携を図ります。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課
152	●地方裁判所との連絡会の開催や関係機関会議への参加により、情報交換・連携を図ります。	—	—	子ども家庭課 各区子育て支援課

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針1 DVを許さない意識づくりの推進	(1)市民に対する啓発	1	暴力の防止の講演会・教室等を実施します。	・DVについての正しい理解や被害者への迅速な対応を学ぶ「DV庁内職員研修」を2回実施・参加者39人 ・市内の小・中・高校・支援学校・専門学校等の生徒を対象に「デートDV等予防出張セミナー」を実施・参加者1,461人 ※PTA対象デートDV予防啓発講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	B	DVやデートDVは、周りにいる家族や友人、そして自分自身も巻き込まれる可能性のある身近な問題であるということを、府内外に向けて発信できた。	各講座であらゆる暴力を参加者自身が身近な問題として認識し、暴力を許さない意識の醸成を図ることができるよう、引き続き取り組む。また、より多くの関係者や市民に参加してもらうために、周知方法や時期を検討する。		男女共同参画推進課
		2		・春秋の地域安全運動啓発キャンペーンの一環としてパネル展示(今年度は秋のみ)を実施した。 実施日程:R2年10月9日～10月20日 アンケート回答者数:7人(女性3人、男性4人) ・ひつくり及び特殊詐欺をテーマとした生涯学習まちづくり出前講座を実施し、女性に対する犯罪被害防止について啓発をおこなった。 (実施回数:2回 参加人数:22人)	B	緊急事態宣言の影響により、パネル展示は、秋のみの実施となった。 また、出前講座については、新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛等の影響から、事業の実施が制限されたため、例年と比べて規模を縮小して実施した。	特殊詐欺については、本市は認知件数は前年より減少しているが、大阪府内で上位(ワースト2)にあり、被害金額も増加していることから、喫緊の課題として、引き続き講座において、被害防止について注意喚起を行っていく。		市民協働課
		3		DVに関する知識や理解を深めてもらえるよう、講演会や教室等へ女性相談員等を講師として派遣した。 延べ参加者数150人	B	現場で支援を行う女性相談員等がDV被害の実態や支援内容を説明することで、市民や関係職員等のDVに関する意識が向上したため。	暴力の防止を目的とし、市民や庁内職員等が、DVに関する知識や理解を深められるよう周知・啓発を継続する。		子ども家庭課
		4		「DV・子ども虐待対策講座」の実施。(全7回 受講者数576人)※当初10回を予定していたが、感染症対策のため変更。 「コクリコさかい40th ひとり芝居『ワタクシ、ゴト』」を公演。(受講者数88人)	B	コロナ禍において多くの市民の参加を得ることができた。講師も大学・警察・弁護士・専門相談員など、各専門分野の視点での講義を展開できた。 DVを題材にしたひとり芝居を公演。心が動かされる感動のひとり芝居だった。	女性や子どもに対する暴力のない安全安心なまちづくりに向け、より効果的な事業となるよう、関係団体等と連携し、常に講義内容を検討しながら講座を実施する。		男女共同参画センター
		5	啓発冊子等での情報提供を実施します。	さかい男女共同参画推進課だより(Windy)を11月に7,000部発行。本市で開催した第24回さかい男女共同参画週間の記念講演やワークショップ等の実施内容、コロナ禍におけるDVの発生状況や支援体制・法令に基づく給付金の情報を掲載した。市政情報センター等施設への配架、ホームページにも掲載し、情報発信を行った。	B	新型コロナウイルスに関連する情報を掲載し、DVは他人ではなく、自分も関係する可能性があるものとして啓発することができた。また、給付金制度の一部について情報を紹介することで、情報発信と、自ら情報収集を行うという意識づけをすることができた。	男女共同参画に関するタイムリーな情報を発信し、また、読者アンケート等により市民ニーズを把握し、より効果的な啓発ができるよう、掲載内容の検討を行う。	13・22	男女共同参画推進課
		6	DV啓発冊子「脱暴力宣言」や相談窓口カードを様々な場面で配架・配布し、相談先の周知を図ります。	DV啓発冊子「脱暴力宣言」は、新しく設置された相談窓口や市民意識実態調査の内容を更新し、国際女性デーイベント等で配布。 相談窓口カードは、「オレンジ＆パープルリボンキャンペーン」パネル展や各講座・イベントにおいて配架・配布し、相談窓口の周知を図った。	B	あらゆる場面で、冊子やカードの配架・配布を行い、相談窓口の周知ができた。	引き続き、真に必要な方に相談窓口を知っていただくことができるよう、様々な媒体や機会を利用して、広く相談窓口の周知を図る。		男女共同参画推進課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人數・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針1 DVを許さない意識づくりの推進	(1)市民に対する啓発	7	オレンジ＆パープルリボンキャンペーンを実施します。	11月が「児童虐待防止推進月間」、11月12日～25日が「女性に対する暴力をなくす運動」期間であること、児童虐待とDVは密接な関係にあることから、共同で11月に市役所本庁舎でのパネル展示、各区役所での懸垂幕掲揚、公用車へのリボンマグネット貼付、職員名札へのリボンバッジ着用などの啓発活動を行った。	B	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している堺東駅頭啓発や各区民まつりでの啓発を実施できなかったが、可能な範囲での市民への啓発活動を行うことができた。	11月における集中的な啓発と、効果的な手法を検討しながら、啓発の方法を検討していく。		男女共同参画推進課
		8		11月の児童虐待防止推進月間を中心に、大阪府・大阪市と連携し、「児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン」を実施するとともに、近畿2府4県4政令指定都市の共同で厚労省ポスターの掲示等による広報・啓発を行った。また、堺市独自の取組として、「子どもへの虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざして、それぞれの活動のシンボルマークである『オレンジリボン』と『パープルリボン』を一体的にデザインし、共同して広報・啓発活動を行った。	B	オレンジリボンとパープルリボンのキャンペーンを男女共同参画の視点で一括的に啓発しており、関心を示す市民が増えているため。	市民一人ひとりが子ども虐待に対する認識を深め、虐待の予防及び早期発見につながるような啓発事業及び対応を行っていく。		子ども家庭課
		9	相談案内カード等の配布により配偶者暴力相談支援センターの電話相談や各区女性相談窓口など、DV相談先の周知を図ります。	相談先を広報紙や市ホームページに掲載するとともに、相談案内カードやリーフレットを関係機関等に配布し、相談窓口の周知を図った。 カード約38,000枚配布 リーフレット約300枚配布	B	ホームページを見た、関係機関から紹介されたなどの契機により、DV被害者が相談につながっているため。	DV被害者等が必要な時に必要な相談先を知ることができるよう引き続き関係機関等に相談案内カードやリーフレットを配布する。	30	子ども家庭課
		10	母子健康手帳に、DV相談を含めた各種相談窓口を掲載し、相談先の周知を図ります。	母子健康手帳に相談窓口を掲載し、保健師等が母子健康手帳交付時の面接を行う中で必要な者には相談窓口の紹介や相談対応を行った。 (R2年度:妊娠届出数5,938名)	B	母子健康手帳発行時に全数面接を行い、妊婦の生活背景や健康課題を聞き取る中で、DVの可能性を早期に発見し、必要な支援につなげているため。また、不安や心配事を確認しながら、相談しやすい雰囲気づくりに努め、安心して相談できるよう配慮しているため。	DVの可能性を早期に発見し、必要な支援ができるよう、相談窓口の周知や全数面接での支援を継続していく。		子ども育成課
		11	DVや子ども虐待を中心に女性への暴力に関する図書の充実と啓発展示を男女共同参画センターで実施します。	・「男女共同参画週間」において懸垂幕の掲示を実施。※感染症対策のためパネル展示等は中止。 ・図書の貸出冊数404冊	B	図書の貸出について、新しい図書を購入するなど、貸し出し図書の更新を図っているが、緊急事態宣言に伴い休館対応を行った影響により貸出冊数は減少した。	引き続き、効率的、効果的な啓発方法、魅力ある図書の充実を図るなど、意識改革に取り組む。		男女共同参画センター
		12	PTA等の保護者を対象に、子どもをDVの被害者にも加害者にもさせないよう、デートDVについての知識と理解を深めるための講座を開催します。また面前DVが子どもに与える深刻な影響についての周知を図ります。	本講座は大人数での開催する講座のため、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、開催中止とした。	—	実施できなかっただため、評価できない。	保護者やデートDVや面前DVについて正しく理解し、自分事として捉え、今後の子育てにいかしていく内容となるよう、参加者アンケートを検証し、講師と連携しながら、より効果的な啓発を行う。	21	男女共同参画推進課 人権教育課
		13	【再掲】啓発冊子等での情報提供を実施します。	さかい男女共同参画推進課だより(Windy)を11月に7,000部発行。本市で開催した第24回さかい男女共同参画週間の記念講演やワークショップ等の実施内容、コロナ禍におけるDVの発生状況や支援体制、法令に基づく給付金の情報を掲載した。市政情報センター等施設への配架、ホームページにも掲載し、情報発信を行った。	B	新型コロナウイルスに関連する情報を掲載し、DVは他人事ではなく、自分も関係する可能性があるものとして啓発することができた。また、給付金制度の一部について情報を紹介することで、情報発信と、自ら情報収集を行うという意識づけをすることができた。	男女共同参画に関するタイムリーな情報を発信し、また、読者アンケート等により市民ニーズを把握し、より効果的な啓発ができるよう、掲載内容の検討を行う。	5・22	男女共同参画推進課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針1 DVを許さない意識づくりの推進 (2) 若年層への教育に対する理解の促進 対する防啓発及び教育関係者に		14	当事者である若者に適切な情報が届くよう、若年層が集まる機会・場所等での周知やアクセスしやすいツール等の活用によるデートDV等予防啓発を実施します。	新成人に対し、デートDV予防啓発チラシのデータを配布した。	B	多くの新成人にデータ配布することで、ターゲットとする若者に効果的に訴えることができた。	若年層に対するデートDV等の予防啓発は非常に重要であるため、一人でも多くの若者に情報提供できるよう、様々な機会を捉えて周知・啓発に努める。		男女共同参画推進課
		15	学校教育活動全体を通じて、性や健康課題について、教科学習を中心に発達段階に応じた性に関する指導を行い、保健センター等関係機関と連携を図り推進します。	性や健康に関する課題についての指導は、保健センターの助産師等と連携し、発達段階に応じた指導を実施した。	B	堺市学校保健会「学校・地域保健連携事業」等を活用し、学校園へ性や健康に関する専門家(医師や助産師等)を派遣し、より専門性の高い指導を実施した。	堺市学校保健会「学校・地域保健連携事業」等を活用しながら、性や健康に関する課題についての指導を継続していく。	109	生徒指導課 保健給食課
		16	保育従事者へのDV及び子ども虐待を含む人権研修の実施を通じ、DVについての知識と理解を深めるとともに、子ども一人ひとりの人権と個性を尊重した保育を実施します。	保育従事者を対象として、乳幼児期の発達段階に応じて、園児に互いの人権を大切にする意識を育てるため、教育・保育実践で役立つ人権保育をテーマに研修を実施した。 【対象者/時間】 保育従事者(84名)を対象:保育士等キャリアアップ研修において6時間受講	B	自分を大切にし、互いの人権を大切にする意識の醸成に向け、教育・保育実践に活かせる、具体的な内容を保育従事者に提供することができた。	引き続きDV及び子ども虐待を含む人権をテーマにした効果的な研修を実施し、人権を大切にする心を育むことができる教育・保育が行われるように努める。		幼保運営課
		17	市立幼稚園では、幼児期から男女平等の意識が形成されていくことを認識し、ジェンダーにとらわれることなく、子ども一人ひとりの人権と個性を尊重した教育を実施します。	・市立幼稚園全園で、男女平等教育の観点に基づいた人権研修を年間計画に位置付け実施。 ・幼児期においてもジェンダーにとらわれることなく、好きな色やマーク、ごっこ遊びでの衣装等、個人で自由に選ぶことができるよう、人権と個性を尊重した教育・保育を実施。	B	各園に研修を牽引する人権教育推進担当を園務分掌として位置づけるとともに、ハラスメント担当窓口を保護者にも周知しているため。	今後も引き続き、保護者を含めた啓発に努めていく。		能力開発課
		18	自尊感情の向上、自ら危機的状況を切り抜けるための知識や方法の習得を目的とした学習プログラムを実施します。	・いじめ・暴力防止(CAP)プログラムを全小学校で実施 ・学級ごとにCAPスタッフが指導にあたり、子どもに対する虐待、暴力行為、いじめ・セクハラへの対処方法についてワークショップ形式でCAPプログラムを実施 ・低学年(1・2年)担任を対象に、SAFEプログラムの動画視聴研修を実施し、子ども自身が潜在的な危険を察知し、その状況下で「何ができるか」を考える力を伸ばした。(参加者73名)	B	CAPプログラムを全小学校で実施した。また中学校29学級でも実施を行い、児童生徒自身がいじめや、虐待、誘拐に対しどのように対応するかを考えることができた。また、SAFEプログラムの研修に73名の教師が参加した。研修を行うことにより、児童に対して、いじめ、虐待、体罰等に対して、どのように児童に指導を行っていくかを考えるきっかけとなった。	全小学校CAPプログラム継続実施、中学校25学級実施する。	113	生徒指導課
		19	若年世代がデートDVの認識を高められるよう、デートDV防止啓発冊子「デートDVってなに？」等を活用し、男女平等教育を進めます。また、各学校園が作成する「人権教育年間計画」の進捗を管理し、人権尊重の意識を育む人権教育・男女平等教育の充実を図ります。	・人権教育を計画的かつ系統的に推進するため、各教科等における人権教育の目標及び教材例を示した「人権教育の年間計画ならびに実施報告書」の作成に係る資料を活用 ・各学校園にて、固定的な性別役割分担意識にとらわれない生き方にについて考えたり、セクシュアル・ハラスメントやデートDVなどの具体的な人権侵害事象について正しい認識を身に付けたりする男女平等教育を実施	B	教職員を対象としたデートDV防止についての研修等を実施することで、事案発生時に適切に対応できる体制を整える等、人権教育の充実に寄与できた。	今後も啓発冊子配付に伴い、配付対象学年の教員を中心とした研修を実施していく。		生徒指導課 人権教育課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針1 DVを許さない意識づくりの推進	(2)啓発対象年齢層への理解・教育・係りの促進に向けた取り組み	20	男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、データDV又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。	・男女共同参画社会の実現に向けてセクシュアル・ハラスメント防止6件(668人)、いじめ・暴力防止3件(235人)、データDV又はDV防止教育2件(44人)に関する様々な教職員研修を実施した。	B	各研修の参加者アンケートにおいて、一定の評価があったため。	啓発冊子の配付対象学年の教員を中心とし、今日的課題を取り上げた内容で研修を実施していく。	112・147	生徒指導課 教育センター
		21	【再掲】PTA等の保護者を対象に、子どもをDVの被害者にも加害者にもさせないよう、データDVについての知識と理解を深めるための講座を開催します。また面前DVが子どもに与える深刻な影響についての周知を図ります。	本講座は大人数での開催する講座のため、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、開催中止とした。	—	実施できなかったため、評価できない。	保護者やデータDVや面前DVについて正しく理解し、自分事として捉え、今後の子育てにいかしていける内容となるよう、参加者アンケートを検証し、講師と連携しながら、より効果的な啓発を行う。	12	男女共同参画推進課 人権教育課
	(3)医療・保健・福祉関係者等に対する理解の促進	22	【再掲】啓発冊子等での情報提供を実施します。	さかい男女共同参画推進課だより(Windy)を11月に7,000部発行。本市で開催した第24回さかい男女共同参画週間の記念講演やワークショップ等の実施内容、コロナ禍におけるDVの発生状況や支援体制、法令に基づく給付金の情報を掲載した。市政情報センター等施設への配架、ホームページにも掲載し、情報発信を行った。	B	新型コロナウイルスに関連する情報を掲載し、DVは他人事ではなく、自分も関係する可能性があるものとして啓発することができた。また、給付金制度の一部について情報を紹介することで、情報発信と、自ら情報収集を行うという意識づけをすることができた。	男女共同参画に関するタイムリーな情報を発信し、また、読者アンケート等により市民ニーズを把握し、より効果的な啓発ができるよう、掲載内容の検討を行う。	5・13	男女共同参画推進課
		23	被害者の早期発見のため、医療機関等に啓発チラシやリーフレット、ポスター等を配布・配架し、相談窓口の情報提供などを行います。	市内の医療機関650か所、歯科医院450か所にDV専用ダイヤル案内カードを配布し、医院内に置いていただいた。	B	カードを医療機関等に配布することで、通院患者への相談窓口周知を図ることができた。また、医院スタッフへの情報提供及びDVの早期発見の意識付けを行うことができた。	毎年医療機関等へ配布することで、継続的に広く相談窓口周知を行う。		男女共同参画推進課
	(4)児童・青少年の育成・保護のための取り組み	24	民生委員児童委員や人権擁護委員等、被害者に接する機会の多い福祉関係者等に対し、DVについての理解を深めるための研修の実施やリーフレットの配布等情報提供を行います。	DVに関する相談窓口の情報を記載した周知カードを約500枚配布し、広く市民や関係機関に対して情報提供を行った。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、想定したより配布数が少なくなったが、可能な範囲での配布を行った。	B	DVに関する相談窓口の情報を記載したカードを配布することで、広く市民や関係機関に対して情報の周知を図ることができたため。	引き続き、広く市民への周知を図るため、DVに関する相談窓口の情報や、DV防止啓発リーフレットの配布等を行っていく。 令和3年度は民生委員児童委員や人権擁護委員等、被害者に接する機会の多い福祉関係者等を対象とした研修を実施する。アンケートにより事業の効果や改善点を見極めながら、継続的に実施する。	143	男女共同参画推進課
		25	DV被害者支援現場からの報告や講演などのDVに関する府内職員研修を実施します。	「DVについての正しい知識と被害者への対応について」をテーマに、外部講師による講義を実施することでDVに関する基礎知識や理解を深めるとともに、「住基支援措置の情報漏洩」をテーマとした子ども家庭課職員による講義の2部構成の研修会を行った。(2日間実施) 【対象者】市職員 【対象者の人数】39人(女性25人・男性14人)	B	令和2年度は、研修教材として映像を取り入れ、DVに関する基礎的な知識の習得だけでなく、実務的な対応やDV被害者の情報を扱う際に留意すべき点等を習得する機会となり、DV被害者と接する際に非常に役立つ効果的な研修ができた。	多くの職員が参加し、効果的な研修となるよう、参加者アンケートの内容を参考にしながら、研修内容の検討を行う。	144	男女共同参画推進課 子ども家庭課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針2 安心して相談できる体制の充実 (1) 相談体制の充実	女性の悩みの相談を実施します。	26	女性の悩みの相談を実施します。	女性が抱える不安や悩みの相談に、フェミニストカウンセラーが女性の視点に立ったカウンセリングを行うことにより、相談者による問題の解決と回復を支援することを目的に実施した。 毎週火曜日 10時～13時、14時～16時 第1・3火曜日 18時～20時、第1・3金曜日 17時～20時 計 毎月30コマ程度実施 令和2年度相談件数:313件(相談内容別延べ件数:暴力150件、性・性的被害8件、仕事25件、生き方・暮らし99件、心と体165件、夫婦と家族272件、人間関係34件)	B	悩みを抱える相談者へのカウンセリングにとどまらず、相談件数の多いDV等の暴力に関する相談者を対象とした講座を開催し、被害からの回復に寄与している。	市関連施設での広場の施設案内リーフレットや相談窓口カードの配架、男女共同参画週間での相談事業実施等により、さらに広く周知を行う。 令和3年度は相談枠を拡大し、相談者が更に相談しやすい体制を整備する。	131	男女共同参画推進課
		27	男性の悩みの相談を実施します。	仕事、家庭、夫婦、生き方、人間関係、心と体のことなど、悩みをひとりで抱え込みがちな男性を対象に、男性カウンセラーがカウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題解決と回復を支援することを目的に実施した。 第1・3木曜日 18時～21時。計毎月6コマ実施。電話相談も行っている。 令和2年度相談件数 59件(相談内容別延べ件数:暴力4件、性・性的被害4件、仕事4件、生き方・暮らし17件、心と体17件、夫婦・家庭16件、人間関係8件)	B	面接相談へのハードルの高さに鑑み、よりハードルが低いと考えられる電話による相談を平成26年6月より開始している。電話相談件数については、令和2年度は全体の6割を占めており、ニーズの高さがうかがえる。	市関連施設での広場の施設案内リーフレットや相談窓口カードの配架、男女共同参画週間での相談事業実施等により、さらに広く周知を行う。 令和3年度は相談枠を拡大し、相談者が更に相談しやすい体制を整備する。	43・132	男女共同参画推進課
	28	配偶者暴力相談支援センターと各区女性相談窓口が連携して被害者支援の充実に努めます。	配偶者暴力相談支援センターと各区女性相談窓口でDV相談を実施して、必要に応じて連携する等、相談者に支援を行った。 対象者人数1,468人 女性1,438人 男性30人	B	相談者の同意のもと情報共有し、連携して適切な支援を行った。また、毎月の業務会議において、全員に周知が必要な事項は、適宜情報共有を行い、適切な支援につなげているため。	今後も配偶者暴力相談支援センターと各区女性相談窓口の連携を密にして相談者に適切な支援を行う。		子ども家庭課 各区子育て支援課	
	29	スーパーバイザー等による女性相談員へのケース検討など、女性相談員のサポート体制を充実します。	DV相談の支援を充実させるため、困難ケースのスーパーバイザーや事例検討会を開催した。 個別事例検討会2回開催	B	支援に関するアドバイスをもらうとともに、女性相談員の精神的負担を軽減させることで、DV被害者支援の充実につながっているため。	DV被害者支援を充実するためには、相談支援を担う女性相談員のサポートは不可欠であるため、今後も継続して実施する。		子ども家庭課 各区子育て支援課	
	30	【再掲】相談案内カード等の配布等により配偶者暴力相談支援センターの電話相談や女性相談窓口など、DV相談先の周知を図ります。	相談先を広報紙や市ホームページに掲載するとともに、相談案内カードやリーフレットを関係機関等に配布し、相談窓口の周知を図った。 カード約38,000枚配布 リーフレット約300枚配布	B	ホームページを見た、関係機関から紹介されたなどの契機により、DV被害者が相談につながっているため。	DV被害者等が必要な時に必要な相談先を知ることができるよう引き続き関係機関等に相談案内カードやリーフレットを配布する。	9	子ども家庭課 各区子育て支援課	
	31	マニュアルを活用し、女性相談員等が必要に応じて被害者に同行し、各制度の利用にかかる手続きを円滑に行えるよう被害者の負担軽減を図ります。	女性相談員等が必要に応じて被害者に同行し、各制度の利用にかかる手続きを円滑に行えるよう被害者の負担軽減を図った。 同行件数 699件	B	女性相談員が同行し、手続き等の利用にかかる支援を行ったことで、被害者の負担軽減を図ることができたため。	今後も被害者の負担軽減の観点から、継続して同行支援を行う。		子ども家庭課 各区子育て支援課	
	32	対応が困難なケースでは、配偶者暴力相談支援センターや各区女性相談窓口等と関係機関が連携し、ケースカンファレンスを行うなど協力して対応します。	困難なケース等については、ケースカンファレンス等を行った。 35回実施	B	ケースカンファレンス等により各機関が各自の役割を確認するとともに、連携して支援を行なうことができたため。	今後もDV被害者の人権に配慮しながら関係機関が情報共有し連携を強化する。		子ども家庭課 各区子育て支援課	
	33	法的な問題の解決を図るため、堺市DV専門法律相談の実施や日本司法支援センター(法テラス)等と連携します。	堺市DV専門法律相談を実施して、相談者の法的課題の解決を図った。 相談件数 58件	B	法的課題の解決により自立が促進される等の効果を上げているため。	法的課題を抱えるDV被害者が自立できるよう、今後も取組を推進する。	88	子ども家庭課 各区子育て支援課	

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針2 安心して相談できる体制の整備	(1) 相談体制の充実	34	夜間・休日DV電話相談を実施し、24時間相談できる体制を確保します。	夜間・休日DV電話相談を実施し、24時間体制を確保するとともに、必要に応じて関係機関との連携を行った。 DV相談件数: 109件	B	夜間や休日においても、DV被害者の相談先を確保し、状況に応じて翌日以降に各区女性相談や配偶者暴力相談支援センターにつながっているため。	DV被害者の不安や負担を軽減するため、夜間や休日の相談窓口の体制確保を継続する。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		35	「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶー DVその1 相談窓口の充実編」を活用し、学校も相談窓口であるとの認識を持ち、相談体制の充実に努めます。	・「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶー具体的な事例1相談窓口の充実について」を作成し、学校が相談窓口であることを全教職員に周知。 ・教職員が日頃から早期発見に努め、具体的な相談対応例を示し、適切に対応できるよう指示。	B	資料を配付し、早期発見、早期対応の重要性について説明、相談体制の充実について周知することができた。	最新の情報となるように追加・改訂に注意する。		生徒指導課
		36	各学校園での相談の中で、DVが疑われる場合には、関係機関に確実につなげます。	「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶー具体的な事例2被害者の安全確保の徹底について」でDVが疑われる具体的な事例、関係機関への連絡・連携方法について示し、適切な対応を指示。	B	資料配付し、早期発見、早期対応の重要性について説明、相談体制の充実について周知を図ることができた。	最新の情報となるように追加・改訂に注意する。		生徒指導課
		37	DV、子ども虐待、離婚問題など様々な課題に関する相談(男女共同参画センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。	男女共同参画センター相談(女性差別問題、生活問題、健康医療等)を実施。 (相談件数3,104件中、DV子ども虐待に関する相談736件)	B	内容によっては、弁護士等専門家が担当するなど、解決に向けて丁寧な相談業務を実施することができた。	引き続き、幅広い分野において、専門家等を活用して丁寧な相談業務を実施する。	41・44	男女共同参画センター
	(2) 被害者の状況に応じた相談機能の充実	①高齢者、障害者、外国人、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)への対応							
		38	地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	高齢者虐待に関する通報件数は429件であり、虐待認定件数は257件であった。 虐待者280人のうち、夫が92人、妻が27人であった。	B	令和2年度の新規高齢者虐待は女性が約8割を占めており、女性が虐待を受けることが圧倒的に多い。この背景の一つには、ジェンダーに基づく性別役割分担意識が影響していると考えられる。高齢者虐待に関する相談件数が増加している中で、分離等の対応を行っており、被虐待者の安全確保に寄与していると考えている。	今後もDVを含めた高齢者虐待への支援における専門職・関係機関の対応力の向上に努める。高齢者虐待の背景には、家庭内のパワーバランスやジェンダーに基づく性別役割分担意識の影響があるという認識を持ち、早期に発見できるよう地域の見守り活動支援、啓発を行う。	55・124	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
		39	障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	区役所、障害者基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業者等に対してDVを含めた権利擁護の研修を実施し、適切な相談支援が実施できるように人材の育成に取り組む予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、取り組みを中止せざるを得なかった。 その代わりとして研修資料等の配布や本市ホームページ上への研修資料の公開を行った。また、個別に求めのあった障害福祉サービス事業者に対しての研修については実施することができた。	B	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、集団型の研修を実施することができなかつたが、代わりに研修資料等の配布や本市ホームページへの公開、個別に研修を行うことで、関係機関の人材育成に寄与できたため。	今後も支援者の対応力の向上に資することができるよう、例年通り研修を企画する予定である。しかし新型コロナウイルスの感染状況によっては今後も集団型の研修が実施できない可能性がある。その場合はDVを含めた障害者虐待防止に効果となる資料を作成し、ホームページ上に公開すること等を検討する。	57・126	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
		40	大阪府女性相談センターや民間支援団体と協力し、通訳支援の充実に努めます。	通訳謝礼金の予算確保の他、関係機関と連携して外国人DV被害者の支援を行った。(日本語を話せる外国人を含む) 延べ支援人数 134人(女性134人)	B	外国人支援は制度利用の制約もあり、困難を伴うが、関係機関とも連携して適切な支援を実施したため。	大阪府女性相談センター等と連携し、外国人DV被害者の支援のため取組を推進する。	128	子ども家庭課 各区子育て支援課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針2 安心して相談できる体制の充実	(2)被害者の状況に応じた相談機能の充実	41	【再掲】 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の方など様々な状況に対応できる相談(男女共同参画センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。	男女共同参画センター相談(女性差別問題、生活問題、健康医療等)を実施。 (相談件数3,104件中、DV子ども虐待に関する相談736件)	B	内容によっては、弁護士等専門家が担当するなど、解決に向けて丁寧な相談業務を実施することができた。	引き続き、幅広い分野において、専門家等を活用し丁寧な相談業務を実施する。	37・44	男女共同参画センター
		42	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)を含めた人権相談を実施します。	・人権相談専用の人権相談ダイヤル(開設H29.12月)等による、多様な性に関する相談(11件)も含めた相談を実施。 ・市民等対象に啓発及びLGBT相談の周知を図るため、広報誌への掲載 ・市民・事業者等への研修、啓発等を実施。	A	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の方々へ、人権相談等や市民・事業者等への研修、啓発等を実施することができた。	引き続き、人権相談ダイヤルを市民等に周知するとともに、相談員への研修や人権相談マニュアル・LGBT相談マニュアル等を通じて支援力の向上を図る。	130	人権推進課
		②男性への対応							
		43	【再掲】 男性の悩みの相談を実施します。	仕事、家庭、夫婦、生き方、人間関係、心と体のことなど、悩みをひとりで抱え込みがちな男性を対象に、男性カウンセラーがカウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題解決と回復を支援することを目的に実施した。 第1・3木曜日 18時～21時。計毎月6コマ実施。電話相談も行っている。 令和2年度相談件数 59件(相談内容延べ件数:暴力4件、性・性的被害4件、仕事4件、生き方・暮らし17件、心と体17件、夫婦・家庭16件、人間関係8件)	B	面接相談へのハードルの高さに鑑み、よりハードルが低いと考えられる電話による相談を平成26年6月より開始している。電話相談件数については、令和2年度は全体の6割を占めており、ニーズの高さがうかがえる。	市関連施設での広場の施設案内リーフレットや相談窓口カードの配架、男女共同参画週間での相談事業実施等により、さらに広く周知を行う。 令和3年度は相談枠を拡大し、相談者が更に相談しやすい体制を整備する。	27・132	男女共同参画推進課
		44	【再掲】 DV、子ども虐待、離婚問題など様々な課題に関する相談(男女共同参画センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。	男女共同参画センター相談(女性差別問題、生活問題、健康医療等)を実施。 (相談件数3,104件中、DV子ども虐待に関する相談736件)	B	内容によっては、弁護士等専門家が担当するなど、解決に向けて丁寧な相談業務を実施することができた。	引き続き、幅広い分野において、専門家等を活用し丁寧な相談業務を実施する。	37・41	男女共同参画センター
		45	配偶者暴力相談支援センターで男性のDV被害者の相談を実施します。	配偶者暴力相談支援センターで男性のDV被害者等の相談を実施した。 延べ相談人数42人	B	男性被害者の状況に応じて、適切な支援を行うことができたため。	今後も男性被害者に対し、適切な支援を行ふ。		子ども家庭課
		③子どもへの対応							
		46	DVは子ども虐待と密接に関係しているため、子ども相談所及び各区の家庭児童相談室と相互に連携して支援します。	DVと子どもへの虐待が密接に関わっているという意識を常にもち、支援が必要な場合は、子ども相談所及び各区家庭相談員と連携して支援した。 (連携した件数:延べ301件)	B	状況に応じ、家庭相談員や子ども相談所と連携し、DV被害者及びその子どもへの支援を適切に行つたため。	DV被害者やその子どもの人権に配慮しながら、子ども相談所及び各区家庭児童相談員と連携して取組を推進する。	105	子ども家庭課 各区子育て支援課 子ども相談所
		47	子ども電話教育相談「こころホーン」(24時間) や面接相談の周知を図り、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めます。	・子ども電話教育相談 相談件数 1,905件 ・面接相談延べ人数 8,664人 (内訳)ソフィア教育相談5,843人 ふれあい教育相談2,821人	B	子ども電話教育相談「こころホーン」の相談件数は例年より増加している。また、面接相談延べ人数については緊急事態宣言等の影響もあり昨年度と比べ減少しているが、相談の解決件数や良好な形で継続している件数の割合については90%強を維持している。	継続的な取組を実施する。		企画情報課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人數・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針2 安心して相談できる体制の整備	(2) 被害者の状況に応じた相談機能の充実	48	教育相談において子ども虐待やDVが背景にある場合、相談者に対する専門機関の情報提供に努めるとともに、被害者の安全確保と個人情報の管理を徹底し、関係機関と情報交換や連絡調整を行います。	教育相談において、虐待やDVが疑われる場合に、被害者の安全確保を最優先するとともに、情報管理を徹底し、学校や子ども家庭課、子ども相談所、子ども育成課などの関係機関との連携を実施した。	B	学校や関係課、諸機関との情報交換や連携調整を行うことにより、子どもの支援体制づくりを推進できた。	継続的な取組を実施する。		企画情報課
		49	すべての教職員が相談の対応者であるとの認識をもち、子ども虐待やDVについての正しい知識や対応方法を身につけ、専門機関等の情報提供などができるよう、意識啓発や研修に取り組みます。	新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点より集合研修中止	—	—	研修の実施方法や内容について精査しながら、継続的な取組を実施する。		企画情報課
		④その他							
		50	犯罪被害者等支援総合相談窓口にて、各種制度の案内や関係機関に関する情報提供を実施します。	・犯罪被害者等支援総合相談窓口において、相談内容に応じた支援施策の情報提供、関係機関への引継ぎ等を実施した。 (総合相談窓口相談件数60件 内訳：女性22人、男性38人) ・直接的支援として、日常生活支援制度(配食サービス・ホームヘルプサービス)及び一時避難住宅制度、カウンセリング制度を実施した。 (配食サービス件数1件、ホームヘルプサービス件数0件、一時避難住宅制度件数0件、カウンセリング件数0件)	B	予定していた左記取組について、滞りなく実施した。	総合相談窓口の利用促進を図るため、制度周知を継続していく。 また、大阪府警察、大阪府、民間支援団体等と引き続き連携を密にし、必要な支援を確認し、実施していく。		市民協働課
		51	各区精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施します。	各保健センターにおいて、精神保健福祉相談員等による精神保健福祉に関する相談・訪問指導を実施。医療調整や受診勧奨、社会復帰支援など、個別相談にて、その方の状況に応じた支援を実施。	B	こころの健康に悩みを持つ市民及びその家族等からの相談に対して、状況に応じた対応ができる。また、男性もしくは女性特有の相談については同性の相談員が対応するように努めている。	現事業を継続実施	136	精神保健課 各区保健センター
		52	「こころの電話相談」を設置し、こころの悩みに関して心理士や精神保健福祉士が相談を受けます。	電話の利便性の高さと匿名性を活かし、こころの健康について不安や悩みの相談を受けるとともに、医療機関や相談機関、福祉サービス等の情報提供を行った。 相談件数2,622件(女性1,655件、男性658件、不明309件)	B	コロナ禍における自殺の動向を踏まえ、複雑かつ困難な問題を抱えられた相談内容が増える中、電話相談員一人ひとりが抱え込まれないよう、対応に悩むケースについては、随時センター内多職種における助言等を行い、相談員の燃え尽きを防ぎ安定した相談事業を実施できたため。	引き続き継続的に実施する。	138	こころの健康センター
		53	性暴力救援センター・大阪(SACHICO)の協力医療機関である堺市立総合医療センターにおいて、性暴力被害者受診専用ホットラインを開設し、女性職員が性暴力被害者の診療受付に24時間365日対応します。	性暴力救援センター・大阪(SACHICO)の協力医療機関である堺市立総合医療センターに、地方独立行政法人堺市立病院機構と連携して、平成29年6月から性暴力被害者受診専用ホットラインを開設。女性職員が、24時間365日対応する。令和2年度の入電件数は9件。うち性暴力被害者からの架電又はSACHICO制度に関する問い合わせが8件(うち4件は同一人物、残り4件のうち1件は男性)、性暴力被害以外の相談が1件あった。	B	当該ホットラインの需要数を客観的に把握できないことなど、当年度の実績が妥当であったのか効果検証・評価は難しいため、当該ホットラインを継続して設置したという意味において予定通り取組を実施できたと評価する。	引き続き地方独立行政法人堺市立病院機構と連携し、当該ホットラインを継続していく。また、当該ホットラインが必要な時に利用いただけるよう周知を図る。		健康医療推進課
		54	性暴力被害者支援看護職(SANE)を養成し、相談体制の充実を図ります。	性暴力被害者支援看護職(SANE)養成講座を看護師職または保健師職2名が履修予定であったが、新型コロナウィルス感染症拡大に備え、本市の保健医療体制を維持するため、講座の履修を見送った。	—	講座の履修を見送ったため。	複数人の履修者で対応できる体制をつくります。		健康医療推進課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針3 被害者の保護体制の徹底	(1) 被害者の保護体制の徹底	55	【再掲】 地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	高齢者虐待に関する通報件数は429件であり、虐待認定件数は257件であった。虐待者280人のうち、夫が92人、妻が27人であった。	B	令和2年度の新規高齢者虐待は女性が約8割を占めており、女性が虐待を受けることが圧倒的に多い。この背景の一つには、ジェンダーに基づく性別役割分担意識が影響していると考えられる。高齢者虐待に関する相談件数が増加している中で、分離等の対応を行っており、被虐待者の安全確保に寄与していると考えている。	今後もDVを含めた高齢者虐待への支援における専門職・関係機関の対応力の向上に努める。高齢者虐待の背景には、家庭内のパワーバランスやジェンダーに基づく性別役割分担意識の影響があるという認識を持ち、早期に発見できるよう地域の見守り活動支援、啓発を行う。	38・124	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
		56	高齢者虐待防止法に基づき、虐待の通報があつた場合、被虐待高齢者とその養護者に対する適切な事実確認とアセスメントのもと、行政と地域包括支援センター等の関係機関が連携して一時保護等を行うなど、高齢者の安全確保と養護者支援を進めます。	高齢者虐待に関する通報件数は429件であり、虐待認定件数は257件であった。被虐待者264人うち女性が被虐待者となったのは205人であった。	B	令和2年度の新規高齢者虐待は女性が約8割を占めており、女性が虐待を受けることが圧倒的に多い。この背景の一つには、ジェンダーに基づく性別役割分担意識が影響していると考えられる。高齢者虐待に関する相談件数が増加している中で、分離等の対応を行っており、被虐待者の安全確保に寄与していると考えている。	今後もDVを含めて高齢者虐待への支援における専門職・関係機関の対応力の向上に努め、高齢者虐待の背景には、家庭内のパワーバランスやジェンダーに基づく性別役割分担意識の影響を受けているという認識を持ち、支援を行っていく。また実際保護が必要な被虐待者へは虐待者からの分離・一時保護等が速やかに行えるよう、行政と関係機関の連携体制の強化に努める。	125	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
		57	【再掲】 障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	区役所、障害者基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業者等に対してDVを含めた権利擁護の研修を実施し、適切な相談支援が実施できるように人材の育成に取り組む予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、取り組みを中止せざるを得なかつた。その代わりとして研修資料等の配布や本市ホームページ上への研修資料の公開を行った。また、個別に求めのあった障害福祉サービス事業者に対しての研修については実施することができた。	B	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、集団型の研修を実施することができなかつたが、代わりに研修資料等の配布や本市ホームページへの公開、個別に研修を行うことで、関係機関の人材育成に寄与できたため。	今後も支援者の対応力の向上に資することができるよう、例年通り研修を企画する予定である。しかし新型コロナウイルスの感染状況によっては今後も集団型の研修が実施できない可能性がある。その場合はDVを含めた障害者虐待防止に効果的な資料を作成し、ホームページ上に公開することを検討する。	39・126	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
		58	障害者虐待防止法に基づき、虐待の通報があつた場合、関係機関等と連携して一時保護等を行うなど、障害のある被害者の支援を進めます。	障害者虐待に関する通報等を受理し、相談・通報のあつた個別案件について関係機関との連携を図り、支援を行っている。 令和2年度において通報を受理したのは133件で、被虐待者の対象者総数は150名(女性98名、男性52名)であった。その内DV事案であると判断したものの総数は34件(女性30件、男性4件)であった。	B	障害者虐待事案の内、DV事案の被害者の大半は女性である。DV事案において被害者が女性であれば各区の女性相談員と連携して対応する等、必要に応じて関係機関と連携して対応している。令和2年度も昨年度同様に障害のある被害者に対し、一時保護を含めた支援を実施することで、障害者の安全の確保、自立と社会参加の促進に寄与することができた。	今後も障害者虐待担当者の対応力を向上させ、関係機関との連携を密にすることで、より迅速に障害者の安全を確保し、自立と社会参加の促進に寄与できるよう現在の取り組みを継続する。	127	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
		59	定期的な連絡会などの機会を通じ、大阪府女性相談センター(婦人相談所)との連携をさらに強化します。	大阪府女性相談センターとの連絡会議を実施し、情報共有のほか、相互の連携のあり方等について意見交換を行った。 全1回	B	相互の連携強化により、DV被害者支援の向上に効果を上げているため。	大阪府女性相談センターとの連携をさらに強化するため、取組を推進する。		子ども家庭課 各区子育て支援課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針3 被害者の安全確保の徹底	(1) 被害者の保護体制の徹底	60	被害者の安全確保を図るため、大阪府女性相談センター(婦人相談所)と連携し、一時保護のための支援を行います。	被害者の安全確保のため、一時保護の際には、同行支援を行った。 一時保護 58件	B	DV被害者とその同伴家族の安全を守るとともに、迅速な保護につながったため。	今後もDV被害者等の安全確保のため、同行支援をする。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		61	配偶者暴力相談支援センター及び各区女性相談窓口において、保護命令制度についての情報提供や申立てにかかる支援を行います。	保護命令制度についての状況提供及び申立支援を行い、裁判所への同行支援を行った。 女性相談員がかかわった保護命令申立 10件	B	DV被害者に必要な助言等を行い、円滑な申立につながったため。	今後も被害者の思いを受け止め、適切な支援を行う。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		62	被害者の子どもの安全確保については加害者からの問い合わせがあった場合などの対応方法を明確にし、全教職員で共通理解を図り、関係機関との連携を更に強化します。	「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶ—具体的な事例3被害者の情報管理の徹底について」を活用し、被害者の子どもの安全確保を徹底、全教職員に周知。	B	資料配付し、早期発見、早期対応の重要性について説明、相談体制の充実について周知を図ることができた。	最新の情報となるように追加・改訂に注意する。		生徒指導課
		63	「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶ—DVその2 被害者の安全確保の徹底編」を活用し、被害者の緊急時における安全確保を徹底します。	「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶ—具体的な事例2「被害者の安全確保の徹底について」で、DVが疑われる具体的な事例、関係機関への連絡・連携方法について示し、適切な対応を指示。	B	資料配付し、早期発見、早期対応の重要性について説明、相談体制の充実について周知を図ることができた。	最新の情報となるように追加・改訂に注意する。		生徒指導課
		64	被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう関係教育委員会及び就学先の学校へ連絡調整します。	転校手続きについて特に配慮が必要な場合は、学校間の連絡を控えて教育委員会事務局間で行った。件数:59件(総数89人、女性46人、男性43人)	B	加害者等へ情報漏洩することなく教育委員会及び就学先の学校へ連絡できた。	引き続き教育委員会事務局間での手続きを行う。	82	学務課 各区企画総務課
		65	救急業務遂行中、傷病者の症状にDVの可能性が疑われた場合において、被害者と調整のうえ関係機関への通報等を行います。	○DV関連出場件数(令和2年度中) 11件	B	本人が望まなかった場合等を除き警察機関と適切に連携できている。	今後も積極的に連携を取っていく。		救急課
	(2) 被害者の情報管理の徹底	66	災害時に作成される避難者名簿の公表については、被害者の居所が加害者に伝わり新たな被害が生じることがないよう配慮します。	DV被害者等の個人情報の管理を徹底するとの文言を盛り込んだ「校区避難所運営マニュアル(ひな形)」を活用し、各校区自主防災組織等が自主的に避難所運営を行うためのマニュアルが、DV被害者保護の視点、男女共同参画の視点に配慮したものとなるよう周知を進めた。	B	DV被害者等の個人情報の管理徹底を明記したひな形を活用することで、今後ひな形を参考に避難所運営の取り組みを進めていく校区にもその重要性の理解を広めることができる。	地域での防災に係る研修や避難所運営訓練等の機会を捉えて、避難所運営におけるDV被害者保護の視点、男女共同参画の視点の重要性の周知を継続していく。		危機管理室
		67	被害者の申請に基づき、被害者以外への税務証明の交付を停止することで、プライバシーを保護するとともに証明が悪用されることを防止します。	被害者の申請に基づき、被害者以外への税務証明の交付を停止した。 R2年度新規税証明書発行停止者数 5名(DV以外の停止理由も含む。)	B	申請があれば交付停止の措置及び番号連携サーバー上の自動応答不可、不開示フラグの設定を行う流れを迅速に行っていている。	これまで通り迅速かつ正確に交付停止処理を行つ。		税制課 税務サービス課
		68	被害者の申請に基づき住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の証明書発行を制限し、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られることを防止します。	各区役所市民課で本制度について説明し、警察など関係機関に相談のうえ、申請書を市民課窓口に提出していいただいている。また、番号法に基づき「居所地登録」を実施。本人の申請により、居所地へのマイナンバーカードの発送を行っている。 R2年度受付件数 616件/対象者 1,340人	B	「住民基本台帳事務処理要領」に基づき事務を行った。また、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」に基づいた対応も行っている。 市民課の運用マニュアルを活用し、被害者の情報管理の徹底につとめた。	引き続き、DV被害者の住民票等の発行を制限する等で、被害者の住所が加害者に知られることを防止し、庁内の関係部署と連携していく。		戸籍住民課 各区市民課
		69	被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう配慮します。	被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないようシステム登録による職員間の情報共有や、被害者あての通知等を申し出住所に送付する等の取組を行った。 【実績値】総数:24 ※性別内訳、女性:23、男性1	B	被害者の申し出の意図どおり、情報の保護に努め、予定通りの対応ができたため。	引き続き、適切な対応を行う。		国民健康保険課 各区保険年金課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針3 被害者の情報管理の徹底	(2) 被害者の情報管理の徹底	70	住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。	住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めました。 【実績値】総数:24 ※性別内訳：女性:23、男性1	B	国保加入の相談に当たっては、適切に説明し、事実関係の確認により国保加入手続きを行ったため。	引き続き、適切な対応を行う。	85	国民健康保険課 各区保険年金課
		71	被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにします。	被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにした。 【実績値】総数:24 ※性別内訳：女性:23、男性1	B	被害者の申し出の意図どおり、情報の保護に努め、予定通りの対応ができたため。	引き続き、適切な対応を行う。	86	国民健康保険課 各区保険年金課
		72	被害者の申し出に基づき、国民年金原簿等に記録されている住所等を加害者に知られないよう配慮する取扱いがあることを説明し、年金事務所への手続きを案内します。	国民年金原簿等に記録されている住所等を加害者に知られないよう配慮する取扱い(被害者からの申告制)があることを被害者に説明し、年金事務所への手続き案内をしました。 【実績値】総数4名(内訳 女性 4名 男性 0名)	B	被害者の申し出に基づき、年金事務所へ手続きを案内している。	引き続き適切な対応を行う。		医療年金課 各区保険年金課
		73	被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう配慮します。	システムに登録を行うことにより、DV被害者であることが判別できるようになっています。また書類等の送付については本人の申し出の住所に送付する等の取組を行っています。 (令和2年度:12人 男性2人・女性10人)	B	書類等の送付については本人の申し出の住所に送付する等、予定通りの取組を行えたと考えるため。	現在行っている取組を引き続き実施する。		介護保険課 各区地域福祉課
		74	住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の市町村の介護保険に加入していないことの確認により、本市の介護保険への加入を認めます。	住民票を実際の居住地に移せない被保険者に関しては、本人の申し出またはケースワーカー等庁内からの連絡により、情報を各区役所で確認の上、実際に居住する住所で介護保険の被保険者資格を付与している。 (令和2年度:12人 男性2人・女性10人)	B	実際に居住する住所で介護保険の被保険者資格を付与する等、予定通りの取組を行えたと考えるため。	現在行っている取組を引き続き実施する。		介護保険課 各区地域福祉課
		75	被害者の申し出に基づき、「介護保険給付費通知書」等を申し出のあった宛先に送付します。	被害者の申し出に基づき、「介護保険給付費通知書」等を申し出のあった宛先に送付している。 (令和2年度:6人 男性2人・女性4人)	B	被害者の申し出に基づき、「介護保険給付費通知書」等を申し出のあった宛先に送付する等、予定通りの取組を行えたと考えるため。	現在行っている取組を引き続き実施する。		介護保険課 各区地域福祉課
		76	被害者の申し出に基づき、被害者及び家族等の転居先等の情報が第三者に漏洩しないよう配慮します。	家族の転居先等については、そもそも市が情報を外部へ提供することはないが、被害者の申し出があつたものについては、システムで情報を共有し、特に注意を払っている。	B	事業内容どおりの運用を行っているため。	被害者の申し出があつた際の対応につき、局及び委託業者において周知徹底し、被害者の情報漏洩防止に努めていく。		上下水道局 事業サービス課
		77	被害者の申し出に基づき、本人以外への水道料金等納付済証明及び水道使用証明の発行を制限し、情報の漏洩及び証明の悪用を防止します。	被害者の申し出があつたものについては、システムで情報を共有し、証明書等の発行を制限し、情報の漏えい等の防止策をとっている。	B	事業内容どおりの運用を行っているため。	被害者の申し出があつた際の対応につき、局及び委託業者において周知徹底し、被害者の情報漏洩及び証明の悪用防止に努めていく。		上下水道局 事業サービス課
		78	公職選挙法第28条の2及び第28条の3の規定に基づく選挙人名簿の抄本の閲覧について、DV及びストーカー行為等被害者については閲覧を制限し、被害者の居住地、転居先を防ぐことを防止します。	内容)DV及びストーカー行為等被害者の選挙人名簿の抄本の閲覧の制限 実績)選挙人名簿の抄本の閲覧により、DV及びストーカー行為等被害者情報が加害者に知られる事例は発生していない	B	取組で目標としていた内容(被害者情報を加害者に知られないこと)が達成できたため。	現状の取組を継続する。		選挙管理委員会事務局 各区選挙管理委員会事務局

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人數・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針3 被害者の安全確保の徹底 (2) 被害者の情報管理の徹底		153	福祉医療費助成制度の被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう配慮します。	被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないようシステム登録による職員間の情報共有や、被害者への通知等を申し出住所に送付する等の取組を行った。 【実績値】総数:40 性別内訳 女性:22、男性18	B	被害者の申出の意図どおり、情報の保護につとめ、予定通りの対応ができたため。	引き続き適切な対応を行う。		医療年金課 各区保険年金課
		154	後期高齢者医療制度の被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう配慮します。	被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう堺市及び広域標準端末に登録を行い、職員間での情報共有を行った。また、被害者への通知等を申し出住所に送付する等の取組を行った。 【実績値】総数:6 性別内訳:女性5、男性1	B	被害者の申出の意図どおり、情報の保護につとめ、予定通りの対応ができたため。	引き続き適切な対応を行う。		医療年金課 各区保険年金課
		155	住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、後期高齢者医療制度加入の受付を行います。	令和2年度の受付実績なし。	B	受付体制は整備していたため。	事案があれば、大阪府後期高齢者医療広域連合と連携を取りながら適切な対応を行う。	158	医療年金課 各区保険年金課
		156	被害者の申し出に基づき、後期高齢者医療制度の「医療費のお知らせ」を被保険者へ送付しないよう、大阪府後期高齢者医療広域連合に伝達を行います。	被害者の申し出に基づき、後期高齢者医療制度の「医療費のお知らせ」を被保険者へ送付しないよう、大阪府後期高齢者医療広域連合に伝達を行った。 【実績値】総数:2 性別内訳:女性2(他4件については別の送付先設定あり)	B	被害者の申出の意図どおり、情報の保護につとめ、予定通りの対応ができたため。	引き続き適切な対応を行う。	159	医療年金課 各区保険年金課
		79	被害者の申し出に基づき、マイナンバー制度による他市等への情報提供・照会及びマイナポータルでの閲覧を停止することで、居住市区町村や特定個人情報を加害者に知られることを防止します。	被害者の申し出に基づき、随時、情報提供・照会及びマイナポータルでの閲覧を停止する作業を行うことにより、居住市区町村や特定個人情報を加害者に知られることを防止することが出来た。	B	個人番号利用事務実施課において適切に作業を実施したため。	引き続き、被害者の申し出に基づき、個人番号利用事務実施課において随時他市等への情報提供・照会及びマイナポータルでの閲覧を停止し、居住市区町村や特定個人情報を加害者に知られることを防止する。		個人番号利用事務実施課 (ICTイノベーション推進室)
		80	研修及び担当者会議により、被害者に対する情報の共有と関係機関による居所を含む被害者の情報管理の更なる徹底を行います。	「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶ—具体的な事例3被害者の情報管理の徹底について」を活用し、被害者の子どもの安全確保を徹底、全教職員に周知。	B	資料配付し、早期発見、早期対応の重要性について説明、相談体制の充実について周知を図ることができた。	最新の情報となるように追加・改訂に注意する。		生徒指導課
		81	「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶ— DVその3 被害者の情報管理の徹底編」を活用し、被害者の子どもの安全確保を徹底します。	学校と関係機関との会議を定期的に開催し、情報を共有。 また、「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶ—具体的な事例3被害者の情報管理の徹底について」で被害者の情報管理について示し、適切な対応ができるよう指示。	B	資料配付し、早期発見、早期対応の重要性について説明、相談体制の充実について周知を図ることができた。	最新の情報となるように追加・改訂に注意する。		生徒指導課
		82	【再掲】 被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう関係教育委員会及び就学先の学校へ連絡調整します。	転校手続きについて特に配慮が必要な場合は、学校間の連絡を控えて教育委員会事務局間で行った。件数:59件(総数89人、女性46人、男性43人)	B	加害者等へ情報漏洩することなく教育委員会及び就学先の学校へ連絡できた。	引き続き教育委員会事務局間での手続きを行う。	64	学務課 各区企画総務課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人數・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針4 被害者の自立支援と生活重建の支援	(1) 生活基盤を整えるための支援		①経済的支援、生活支援						
		83	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。	生活扶助費等の各種扶助に基づく生活保護費の支給 生活保護受給者数:24,919人（R3.4.1時点） ※DV非関連含む	B	生活保護法に基づく適切な生活保護費の支給を実現したため。	今後も、生活保護費の支給により、生活に困窮する方の生活基盤を整えるための支援を行う。		生活援護管理課 各区生活援護課
		84	最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、困窮状態からの脱却を図るための相談支援を行います。	経済的な要因や社会的な孤立等で生活困窮している人に対し、アウトリーチも含め、生活保護に至る前の段階から早期的な支援を実施するとともに、生活困窮者一人ひとりに状態にあった支援を実施した。 新規相談件数:12,821件 支援実施延べ回数:40,788回 ※DV非関連含む	B	生活困窮者一人ひとりの相談を受け、一人ひとりが抱える課題を評価・分析の上、ニーズに応じた計画的かつ継続的な自立支援計画を策定し、関係機関・関係部局との連携等により、包括的な支援を実施することができた。	経済的な要因や社会的な孤立等で生活に困窮している人が相談支援につながるよう、関係部局との連携等を深めていくとともに、生活保護に至る前の段階から、生活困窮者一人ひとりの課題やニーズに応じた早期的な支援を実施していく。		生活援護管理課 各区生活援護課
		85	【再掲】 住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。	住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めました。 【実績値】総数:24 ※性別内訳 女性:23、男性1	B	国保加入の相談に当たっては、適切に説明し、事実関係の確認により国保加入手続きを行ったため。	引き続き、適切な対応を行う。	70	国民健康保険課 各区保険年金課
		86	【再掲】 被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにします。	被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにした。 【実績値】総数:24 ※性別内訳 女性:23、男性1	B	被害者の申し出の意図どおり、情報の保護に努め、予定通りの対応ができたため。	引き続き、適切な対応を行う。	71	国民健康保険課 各区保険年金課
		87	堺市DV被害者等自立支援金を支給します。	所持金をもたないDV被害者とその同伴家族に対し、必要に応じて、DV被害者等自立支援金を支給した。 支給件数7件	B	所持金をもたず緊急に避難したDV被害者に対し、飲食費や交通費などの経済的支援を適切に行うことができたため。	DV被害者が避難した際の経済的な不安や心配を軽減するため、今後も、DV被害者等自立支援金を継続して確保し、適切に支給する。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		88	【再掲】 法的な問題の解決を図るため、堺市DV専門法律相談の実施や日本司法支援センター(法テラス)等と連携します。	堺市DV専門法律相談を実施して、相談者の法的課題の解決を図った。 相談件数 58件	B	法的課題の解決により自立が促進される等の効果を上げているため。	法的課題を抱えるDV被害者が自立できるよう、今後も取組を推進する。	33	子ども家庭課 各区子育て支援課
		89	生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。 (生活保護、母子父子寡婦福祉資金貸付、健保保険、医療費助成、年金、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当等の制度に関する情報提供と手続き支援)	各種福祉制度等の情報提供を行うほか、必要に応じて関係機関との調整や同行支援を行った。 同行・調整:延べ3,338件	B	DV被害者の二次被害を防止するとともに、代弁機能を果たす等適切に支援できているため。	今後もDV被害者の人権を擁護しながら、適切な支援を行う。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		90	一時的な利用や当面の生活の場とする居室を提供するDV被害者等援護事業を実施します。	DV被害者等の自立を支援するため、当面の生活の場とする居室を提供するDV被害者等援護事業を実施した。 利用日数80日	B	DV被害者等の自立に向け、必要な支援を実施したため。	DV被害者等の状況に応じ、緊急時などの支援を適切に行えるよう、DV被害者等援護事業を継続する。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		91	子どもや母子等を対象とした、ショートステイやトワイライトステイを実施します。	保護者の疾病、出産等で育児が一時的に困難な家庭の子どもに対して、児童養護施設等でショートステイやトワイライトステイを行った。 利用実数 49人 延べ日数 348日	B	新型コロナウイルスの影響により昨年度よりも利用者は減少したが、コロナ禍においても、一定数の需要はあるため。 (令和元年度:利用実数79人、延べ日数1,014日)	週末里親等への委託などにも拡充を検討するとともに、市民のニーズと状況を適切に把握し、本事業の実施を継続していく。		子ども家庭課 各区子育て支援課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人數・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援	(1) 生活基盤を整えるための支援	157	住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の市・区の福祉医療費助成を受給していないことの確認により、福祉医療費助成を行います。	住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の市・区の福祉医療費助成に加入していないことの確認により、福祉医療費助成を行った。 【実績値】総数:40 性別内訳 女性22、男性18	B	医療費助成の相談に当たっては、適切に説明し、事実関係の確認により医療費助成の手続きを行ったため。	引き続き適切な対応を行う。		医療年金課 各区保険年金課
		158	【再掲】 住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、後期高齢者医療制度加入の受付を行います。	令和2年度の受付実績なし。	B	受付体制は整備していたため。	事案があれば、大阪府後期高齢者医療広域連合と連携を取りながら適切な対応を行う。	155	医療年金課 各区保険年金課
		159	【再掲】 被害者の申し出に基づき、後期高齢者医療制度の「医療費のお知らせ」を被保険者へ送付しないよう、大阪府後期高齢者医療広域連合に伝達を行います。	被害者の申し出に基づき、後期高齢者医療制度の「医療費のお知らせ」を被保険者へ送付しないよう、大阪府後期高齢者医療広域連合に伝達を行った。 【実績値】総数:2 性別内訳:女性2(他4件については別の送付先設定あり)	B	被害者の申出の意図どおり、情報の保護につとめ、予定通りの対応ができたため。	引き続き適切な対応を行う。	156	医療年金課 各区保険年金課
		②住まいの確保、住宅支援							
		92	母子生活支援施設の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。	各区保健福祉総合センターに入所申込のあった要入世帯について、母子生活支援施設への入所勧奨及び入所により母子で安定・安心して生活できる環境を整えた。延べ入所世帯411世帯	B	DV被害者である母子の安全を確保し、安定・安心して生活できる環境を整えることができたため。	今後も継続して、要入世帯について、母子生活支援施設への入所勧奨及び入所により、母子で安定・安心して生活できる環境を整え、自立につなげる。	122	子ども家庭課 各区子育て支援課
		93	一定の要件を満たした被害者について、特に居住の安定を図る必要がある者と位置付け、市営住宅の単身での申込みを可能とします。	年2回の堺市営住宅の総合募集の中で、DV被害者は単身でも申込み可能(※)としており、令和2年度中の申込みが2件ありました。 ※一般の方については、高齢や障害等の単身要件を満たさなければ申し込みができない。	B	2回の総合募集により、一定の周知ができるため。	令和3年度以降も年2回の総合募集を予定している。引き続き必要としている方へ届くよう広く周知し、利用者の安定的な生活を支援していく。		住宅管理課 住宅改良課
		94	一定の要件を満たした被害者の世帯について、特に居住の安定を図る必要がある者と位置付け、市営住宅の福祉世帯枠への申込みを可能とします。	年2回の堺市営住宅の総合募集の中で、DV被害者世帯も福祉枠に申込み可能としていますが、令和2年度中は申込みがありませんでした。	B	平成28年度より設けた福祉世帯枠への申込みを可能としたことで、DV被害者世帯の安定的な生活に寄与できたため。	令和3年度以降も継続的に実施し、利用者の安定的な生活を支援していく。		住宅管理課
		③就労支援							
		95	母子・父子自立支援員は、相談や、自立支援給付金事業(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金)の相談及び事務手続きについて情報提供を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	各区保健福祉総合センターに母子・父子自立支援員(非常勤職員)を1名ずつを配置し、母子家庭等の相談に応じ、子育て・生活支援施策、就業支援施策、養育費の確保、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談、償還指導等の総合的な自立支援を行う。相談回数 4,460回。	B	母子家庭等の相談内容に応じ、各施策や関係機関につなげることができたため。	今後も継続して、母子家庭等の相談に応じ、子育て・生活支援施策、就業支援施策、養育費の確保、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談、償還指導等の総合的な自立支援を行つ。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		96	堺市母子家庭等就業・自立支援センターは、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等にいたるまでの一貫した就業支援サービスを行います。	母子家庭等就業・自立支援センターで、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等の就業支援を実施した。利用者数 1,163人 女性1,160人 男性3人	B	就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等の就業サービスを提供することができたため。	引き続き国が定めた基準で運用する。		子ども家庭課 各区子育て支援課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人數・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援	(1) 生活基盤を整えるための支援	97	ひとり親家庭の父・母の就業と自立を支援するため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、ハローワーク、区保健福祉総合センター、堺市母子家庭等就業・自立支援センターが一体となって、就業までのサポートを行います。	児童扶養手当受給者(生活保護受給者を除く)の自立に向けて、支援プログラムを作成し、関係機関が連携して就業支援を行った。またプログラム策定後のアフターケアを実施した。 策定件数 43件	B	児童扶養手当受給者(生活保護受給者を除く)の自立に向けて、支援プログラムを作成することで、就業支援を行うことができたため。	引き続き事業を周知し、事業を継続し、ひとり親家庭の就業に資する。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		98	さかいJOBステーション女性しごとプラザやジョブシップさかいにおいて、関係機関との連携により、就労支援を行います。	関係機関との連携により、キャリアカウンセリング等の就労支援を実施した。 当該年度内の来所者のうち、明らかにDV被害者等であると見受けられるケースは3件あった。	B	全ての来所者に対する相談に際し、人権的配慮を欠かさない相談体制を確保した。	来所者がDV被害者等であるかどうかの判断については、本人からの申し出などによる以外は非常に難しいため、全ての来所者に対する人権的配慮を欠かさないような相談体制を確保する。		雇用推進課
		99	就労支援を必要とする生活保護受給者及び生活困窮者に対し、「堺市キャリアサポート事業」や「生活保護受給者等就労自立促進事業」の就労支援事業の利用を促し、支援対象者一人ひとりの状況に応じた支援を行います。	支援対象者が抱える複雑かつ多様な課題やその背景、支援対象者の生活状況等を考慮し、一人ひとりのニーズに応じた求人開拓や職業紹介、職場とのマッチングや職場定着等のきめ細かな就労支援を行うことにより、生活の再建や生活の安定、自立した生活に向けた支援を実施した。 支援対象者数:1,271人(女性:532人、男性:739人) ※DV非関連含む	B	雇用情勢が変化し、就労形態が多様化する中で、就労支援を必要とするあるいは希望する生活保護受給者・生活困窮者に対して、一人ひとりの状況やニーズに応じた就労支援を実施することにより、就職及び職場定着につながり、生活の再建や生活の安定、自立した生活に向けた支援を実施することができた。	今後、さらに雇用情勢が変化し、就労形態もより多様化していくことが予想され、就労支援を必要とするあるいは希望する生活保護受給者・生活困窮者一人ひとりの生活状況やニーズに応じた、きめ細かな就労支援をより丁寧に実施していくことにより、生活の再建や生活の安定、自立した生活に向けた支援を実施していく。		生活援護管理課 各区生活援護課
	(2) 子どもに関する支援	①子育て・育児支援							
		100	乳幼児健診の実施を通して、出産・育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	・乳幼児健康診査質問票に、家庭状況を把握するための質問項目を設定し、支援が必要なケースを把握し適切な支援につなげた。 ・R2年度乳幼児健康診査対象児数21,496人 (4か月児健康診査6,891人、1歳6か児健康診査6,976人、3歳児健康診査7,629人)	B	受診者全員に保健師が問診を行い、生活状況の聞き取りなどから、DVの可能性のある者を早期に把握し、必要な場合は関係機関を紹介するなど、適切な支援につなげているため。	今後も乳幼児健康診査にて、乳幼児の健康や生活面の状況把握を通じ、安心して相談できるように配慮する。その中で、DVに関係する者を早期に把握し、適切な支援につなげられるよう取組を継続していく。		子ども育成課 各区子育て支援課 各区保健センター
		101	育児に課題を抱える家庭に、子育てアドバイザーやヘルパーの派遣、育児相談等の支援を行います。	子育てアドバイザーによる家庭訪問、子育て相談:99件 育児支援ヘルパー事業所による家事・育児支援:延2,712件	B	子育てアドバイザーを派遣し、子育ての大半を担っている女性の相談に応じること、又は、育児支援ヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行うことで、DVの怖れのある家庭を含む要支援家庭の支援に寄与したと考えられるため。	各区の子育て支援課や保健センター等において、支援が必要な家庭の情報共有を図り、子育てアドバイザー又は育児支援ヘルパーを介して適切な支援につなげていくことができる仕組みについて、積極的に支援の必要な人のニーズを聞きながら検討するとともに、子育てアドバイザー、育児支援ヘルパーの人的・質的養成に努めていく。		子ども育成課 各区子育て支援課 各区保健センター
		102	対応が困難なケースは、関係機関と連携し、ケースカンファレンスを行うなどし、協力して対応します。	支援が必要な方には、関係機関と連携し、包括支援を行った。	B	DVの実態や可能性がある方に対しては、必要に応じて女性相談員などの関係機関職員と連携し、支援方法を検討しながら自立支援に取り組んでいるため。	今後も必要に応じて関係機関と連携し、DV被害者が安心して自立した生活ができるよう支援を継続する。		子ども育成課 各区子育て支援課 各区保健センター
		103	ユースサポートセンターで、ひきこもり、不登校、ニート、非行などの困難を抱える子ども、若者及びその保護者・関係者からの相談に応じています。	堺市ユースサポートセンターで、ひきこもり、ニート等困難を抱える子ども・若者やその保護者からの相談を受け、自立に向けた支援を行った。 延べ相談件数 1,912件 相談延べ人数 533人(うち新規相談者数395人)	B	新型コロナウイルスの影響があり、相談件数等は昨年度から微減しているが、相談の需要は昨年度とほぼ変わりがないと見受けられるため。	引き続き相談者の人権に配慮しながら他機関と連携し、また堺地域若者サポートステーションを一体的に運営することにより、職業的自立まで一貫した支援をする。		子ども家庭課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援	(2) 子どもに関する支援	104	DVにより心理的虐待を受け、被害者とともに避難した子どもの心理ケアについて、具体的に検討します。	・DV被害から避難してきた保護者及び児童へのアセスメント及び心理ケアの実施により、心的外傷の回復に寄与した。(心理ケア/児童…延べ20回、保護者…延べ14回(実世帯数: 4世帯)。アセスメント/児童…延べ6回、保護者…延べ8回(実世帯数:3世帯))	A	DV被害から避難してきた児童とその保護者へのアセスメント及び心理ケアの実施により、心的外傷の回復に寄与したため。	DV被害者である保護者も対象に加えて実施し、児童と保護者、双方の心的外傷からの回復を図るよう事業を継続する。	141	子ども家庭課
		105	【再掲】DVは子ども虐待と密接に関係しているため、子ども相談所及び各区の家庭児童相談室と相互に連携して支援します。	DVと子どもへの虐待が密接に関わっているという意識を常にもち、支援が必要な場合は、子ども相談所及び各区家庭相談員と連携して支援した。(連携した件数: 延べ301件)	B	状況に応じ、家庭相談員や子ども相談所と連携し、DV被害者及びその子どもへの支援を適切に行なったため。	DV被害者やその子どもの人権に配慮しながら、子ども相談所及び各区家庭児童相談員と連携して取組を推進する。	46	子ども家庭課 各区子育て支援課 子ども相談所
		106	子どもや保護者がいつでも電話できるよう、子ども電話教育相談「こころホーン」(24時間)を実施します。	子ども電話教育相談 相談件数 1,905件	B	24時間365日実施の電話相談であるため、相談者がいつでも相談できる体制がある。また、緊急性度が高いと判断される場合には、関係諸機関と迅速に連携することができている。	継続的な取組を実施する。		企画情報課
		107	子どもや保護者が相談しやすい環境づくりに努め、小・中学生の性格や行動、発達に関する問題について電話相談、面接相談を行います。	・子ども電話教育相談 相談件数 1,905件 ・面接相談延べ人数 8,664人 (内訳)ソフィア教育相談5,843人 ふれあい教育相談2,821人	B	子ども電話教育相談「こころホーン」の相談件数は例年より増加している。また、面接相談延べ人数については緊急事態宣言等の影響もあり昨年度と比べ減少しているが、相談の解決件数や良好な形で継続している件数の割合については90%強を維持している。	継続的な取組を実施する。		企画情報課
		108	教育相談において虐待やDVが背景にある場合、関係機関と連携を図り、情報交換や連絡調整を行います。	教育相談において、虐待やDVが疑われる場合に、被害者の安全確保を最優先するとともに、情報管理を徹底し学校や子ども家庭課、子ども相談所、子ども育成課などの関係機関との連携を実施した。	B	学校や関係課、諸機関との情報交換や連携調整を行うことにより、子どもの支援体制づくりを推進できた。	継続的な取組を実施する。		企画情報課
	(2)保育・教育・学習支援								
	(3)就労支援	109	【再掲】学校教育活動全体を通じて、性や健康課題について、教科学習を中心に発達段階に応じた性に関する指導を行い、保健センター等関係機関と連携を図り推進します。	性や健康に関する課題についての指導は、保健センターの助産師等と連携し、発達段階に応じた指導を実施した。	B	堺市学校保健会「学校・地域保健連携事業」等を活用し、学校園へ性や健康に関する専門家(医師や助産師等)を派遣し、より専門性の高い指導を実施した。	堺市学校保健会「学校・地域保健連携事業」等を活用しながら、性や健康に関する課題についての指導を継続していく。	15	生徒指導課 保健給食課
		110	ひとり親家庭の親または子の学び直しの支援を推進することにより、安定した就業につなげることを目的に、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を給付金として支給します。	安定した就業による自立促進を目的として、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または児童に対して、高等学校卒業認定試験及び対策講座について案内したが、申請者はなし。	C	相談者に対して個別の案内をするとともに、ホームページ等で事業を周知したが、申込には至らなかった。	支給割合及び支給対象者の拡充を行い、利用者の増進を図る。事業の活用が有効と思われるひとり親世帯に対して、母子・父子自立支援員から積極的に事業の案内を行い、事業の周知を図る。		子ども家庭課
		111	就労中、就労可能なひとり親家庭の児童について、認定こども園などの優先的な利用に配慮します。	DV被害者を含めたひとり親家庭の認定こども園等入所児童数 母子家庭児童: 2,373人 父子家庭児童: 105人	B	優先的に認定こども園や保育所などが利用できることにより、ひとり親家庭の就業や求職活動を支援しているため。	引き続き、ひとり親家庭の就業や求職活動を支援するよう、取組みを継続していく。		幼保推進課 各区子育て支援課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援	(2) 子どもに関する支援	112	【再掲】男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、データDV又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。	・男女共同参画社会の実現に向けセクシュアル・ハラスメント防止6件(668人)、いじめ・暴力防止3件(235人)、データDV又はDV防止教育2件(44人)に関する様々な教職員研修を実施した。	B	各研修の参加者アンケートにおいて、一定の評価があったため。	啓発冊子の配付対象学年での教員を中心とし、今日の課題を取り上げた内容で研修を実施していく。	20・147	生徒指導課 教育センター
		113	【再掲】自尊感情の向上、自ら危機的状況を切り抜けるための知識や方法の習得を目的とした学習プログラムを実施します。	・いじめ・暴力防止(CAP)プログラムを全小学校で実施 ・学級ごとにCAPスタッフが指導にあたり、子どもに対する虐待、暴力行為、いじめ・セクハラへの対処方法についてワークショップ形式でCAPプログラムを実施 ・低学年(1・2年)担任を対象に、SAFEプログラムの動画視聴研修を実施し、子ども自身が潜在的な危険を察知し、その状況下で「何ができるか」を考える力を伸ばした。(参加者73名)	B	CAPプログラムを全小学校で実施した。また中学校29学級でも実施を行い、児童生徒自身がいじめや、虐待、誘拐に対しどのように対応するかを考えることができた。また、SAFEプログラムの研修に73名の教師が参加した。研修を行うことにより、児童に対して、いじめ、虐待、体罰等に対して、どのように児童に指導を行っていくかを考えるきっかけとなった。	全小学校CAPプログラム継続実施、中学校25学級実施する。	18	生徒指導課
		114	臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、子どもの不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実に努めます。	・児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者をスクールカウンセラーとして小学校25校、中学校全43校、高等学校1校に年間35回配置。 ・児童生徒の不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実を図った。	B	配置校のみならず中学校区での活用により、相談体制の充実を図ることができた。	配置校拡大、中学校区での効果的な活用。		生徒指導課
		115	学校だけでは解決が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、データDV又はDVなどの課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能に加えて、教育分野に関する知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもの置かれた様々な環境に働きかけ、支援を行い、課題の解決を図ります。	スクールソーシャルワーカー9名を拠点校7小学校に配置するほか、学校からの要請に応じて拠点校以外の学校にも派遣している。またスーパーバイザー4名がスクールソーシャルワーカーに対して月に2回研修会を実施するとともに、個別支援を行っている。	B	学校からの要請に応じた派遣を実施。	スクールソーシャルワーカーを活用しやすい体制づくり。活用の充実を図るために、スクールソーシャルワーカー活用マニュアルを各学校に周知する。		生徒指導課
		116	「『学校園における危機管理』—具体的な事例に学ぶ—DVその4 子どもへの支援編」を活用し、幼児、児童生徒が自分も相手も大切にする意識や態度を身につけられるよう発達段階に応じた人権教育を充実させます。	『学校園における危機管理』「緊急のポイント」を踏まえ、学校生活の様々な場面で人権教育を推進するよう指示。	B	研修等を通して、人権教育の推進を周知した。	今後も引き続き啓発していく。		生徒指導課
		117	被害者の子どもという特別事情により居住の実態があれば住民登録がなくても就学に配慮します。	居住地に住民登録ができない児童生徒については、区役所企画総務課で手続きのうえ速やかに居住地の小・中学校に就学させた。件数:29件(総数40人、女性20人、男性20人)	B	住民登録のない児童生徒について、民生委員の居住証明をもらって速やかに就学できた。	継続して区役所との連携を密にする。		学務課 各区企画総務課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課		
基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援	(2) 子どもに関する支援	118	経済的な理由で就学困難な公立小・中学校の児童生徒のいる家庭に対し、学用品費等の就学援助金を支給します。また、経済的理由により修学が困難な高校1年生等に対して、奨学金を給付します。	就学援助：堺市に住所を有し、公立の小・中学校(国立、支援学校を除く)に在籍する児童・生徒の保護者及び次年度新1年生として入学予定の児童・生徒の保護者から申請があった者のうち前年所得等で認定された者に対して、学用品費等を支給する。 小：6,831人 中：3,597人 堺市奨学金：高校1年生と支援学校高等部(専攻科を除く)に在学し、堺市内の居住先から高等学校等へ通学している生徒からの申請があつた者のうち、前年所得が認定基準以内で、経済的に困窮度の高い順に定員内で採用し、年額32,000円を一括支給する。 認定者数 202人	B	子どもの貧困対策に掲げる、就学援助制度や堺市奨学金制度に取り組むことで、経済的な理由で就学困難な公立小・中学校の児童生徒や高校1年生等に対して、就学援助金や堺市奨学金を給付することができたため。	引き続き、就学援助制度や堺市奨学金制度に取り組むことで子どもの貧困対策を図る。		学務課		
		119	放課後や長期休業中などを活用し、小学生(3年生以上)および中学生の希望者を対象に無料で、放課後に週1回程度きめ細かな学習支援を行い、学力及び学習意欲の向上を図った。(小学生参加：2964名、中学生参加1068名)		B	全希望者を対象に個に応じたきめ細かな学習支援を継続的に行うことができた。	令和2年度をもって廃止		学校指導課		
		③居場所づくり、その他の支援									
		120	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の高校在学年齢等の子どもを対象に、学習できる場であり、居場所となる場を提供することで、高校の中退防止や子どもの将来の自立に向けた支援を行います。	学習できる場であり、居場所となる場を市内7か所で計189回開催した。また、学習習慣の育成等といった学習支援のほか、子ども一人ひとりにとっての居場所となる支援を実施した。 支援対象者数：712人(女性：338人、男性：374人) ※DV非関連含む	B	参加する子ども一人ひとりを取り巻く環境や抱える課題、それぞれのニーズに応じた学習支援及び居場所支援を実施することができた。	学習支援や居場所を必要とする子どもが、さらに参加しやすくなるよう、関係機関・関係部局との連携を強化するとともに、中学校から高校へと大きな環境の変化を迎える子どもに対して、より早期的かつ切れ目のない支援を実施していく。		生活援護管理課 各区生活援護課		
		121	子ども食堂の実施団体や支援機関等によるネットワークを構築し、情報提供並びに実施ノウハウの提供、従事者向け研修、食材の寄付やボランティアの仲介などを実施するとともに、子ども食堂の開設に要する経費を補助することで子ども食堂の開設や運営を支援します。	市内で新規開設する子ども食堂の準備経費に対する「子ども食堂開設支援補助金」の交付やクラウドファンディングの実施、子ども食堂の活動情報の発信や研修、食材寄附の仲介などを行う「さかい子ども食堂ネットワーク」の運営により、市内の子ども食堂の活動を支援した。 【対象者】 ネットワークに参画する子ども食堂 【対象者の数】 令和2年度末時点54団体	B	様々な家庭環境で暮らす地域の子どもたちを対象に食事と居場所を提供し、見守り、必要に応じて支援機関につなぐ「子ども食堂」の取組を支援することで、男女がともに参画し地域全体で子育てを支える環境づくりに寄与していると考える。	子ども食堂の活動情報の発信や研修、食材寄附の仲介などで「子ども食堂」の活動を支援し、身近な地域で子どもたちの生活や成長を見守る活動が負担なく継続できるよう、子ども食堂ネットワーク参画団体数を増加させる。		子ども企画課		
	(3) 家庭に関する支援	122	【再掲】母子生活支援施設の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。	各区分保健福祉総合センターに入所申込のあった要入所世帯について、母子生活支援施設への入所勧奨及び入所により母子で安定・安心して生活できる環境を整えた。延べ入所世帯411世帯	B	DV被害者である母子の安全を確保し、安定・安心して生活できる環境を整えることができたため。	今後も継続して、要入所世帯について、母子生活支援施設への入所勧奨及び入所により、母子で安定・安心して生活できる環境を整え、自立につなげる。	92	子ども家庭課 各区子育て支援課		

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援	(2) 子どもに関する支援	123	堺市内から市外に、また市外から堺市内に住民登録を残したまま避難している被害者に同伴する子どもに対し、予防接種を受けやすい環境を整え、感染症の罹患及びまん延を防止します。	避難先の市町村において、被害者の子どもに対する定期の予防接種が無料で受けることができなかった場合、その予防接種費用の全額又はその一部を本市が助成している。 【令和2年度申請件数13件 合計助成額 236,742円】 また、DVにより、堺市内に避難している被害者の子どもに対し、予防接種手帳又は予防接種実施依頼書を交付することにより、堺市民と同様に無料で予防接種を実施している。 【令和2年度接種者数 18人 合計接種件数 37件】	B	左記取組により、DV被害者等が避難先住所において接種を受けやすくなる環境を整備し、感染症の罹患及びまん延防止に一定の成果をあげているため。	被害者の子どもに対する予防接種への支援を継続し、感染症の罹患及びまん延を防止する。		感染症対策課
		124	【再掲】 地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	高齢者虐待に関する通報件数は429件であり、虐待認定件数は257件であった。 虐待者280人のうち、夫が92人、妻が27人であった。	B	令和2年度の新規高齢者虐待は女性が約8割を占めており、女性が虐待を受けることが圧倒的に多い。この背景の一つには、ジェンダーに基づく性別役割分担意識が影響していると考えられる。高齢者虐待に関する相談件数が増加している中で、分離等の対応を行っており、被虐待者の安全確保に寄与していると考えている。	今後もDVを含めた高齢者虐待への支援における専門職・関係機関の対応力の向上に努める。高齢者虐待の背景には、家庭内のパワーバランスやジェンダーに基づく性別役割分担意識の影響があるという認識を持ち、早期に発見できるよう地域の見守り活動支援、啓発を行う。	38・55	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
	(3) 高齢者・障害者・マイノリティ・外国人・性的少數者への支援	125	【再掲】 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の通報があつた場合、被虐待高齢者とその養護者に対する適切な事実確認とアセスメントのもと、行政と地域包括支援センター等の関係機関が連携して一時保護等を行うなど、高齢者の安全確保と養護者支援を進めます。	高齢者虐待に関する通報件数は429件であり、虐待認定件数は257件であった。 被虐待者264人うち女性が被虐待者となつたのは205人であった。	B	令和2年度の新規高齢者虐待は女性が約8割を占めており、女性が虐待を受けることが圧倒的に多い。この背景の一つには、ジェンダーに基づく性別役割分担意識が影響していると考えられる。高齢者虐待に関する相談件数が増加している中で、分離等の対応を行っており、被虐待者の安全確保に寄与していると考えている。	今後もDVを含めて高齢者虐待への支援における専門職・関係機関の対応力の向上に努め、高齢者虐待の背景には、家庭内のパワーバランスやジェンダーに基づく性別役割分担意識の影響を受けているという認識を持ち、支援を行っていく。また実際保護が必要な被虐待者へは虐待者からの分離・一時保護等が速やかに行えるよう、行政と関係機関の連携体制の強化に努める。	56	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
		126	【再掲】 障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	区役所、障害者基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業者等に対してDVを含めた権利擁護の研修を実施し、適切な相談支援が実施できるように人材の育成に取り組む予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、取り組みを中止せざるを得なかつた。その代わりとして研修資料等の配布や本市ホームページ上の研修資料の公開を行つた。また、個別に求めのあった障害福祉サービス事業者に対しての研修については実施することができた。	B	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、集団型の研修を実施することができなかつたが、代わりに研修資料等の配布や本市ホームページへの公開、個別に研修を行うことで、関係機関の人材育成に寄与できたため。	今後も支援者の対応力の向上に資することができるよう、例年通り研修を企画する予定である。しかし新型コロナウイルスの感染状況によっては今後も集団型の研修が実施できない可能性がある。その場合はDVを含めた障害者虐待防止に効果的となる資料を作成し、ホームページ上に公開すること等を検討する。	39・57	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援 (3)高齢者・障害者・マイノリティ・外国人・性的な少數者への支援		127	【再掲】 障害者虐待防止法に基づき、虐待の通報があつた場合、関係機関等と連携して一時保護等を行うなど、障害のある被害者の支援を進めます。	障害者虐待に関する通報等を受理し、相談・通報のあつた個別案件について関係機関との連携を図り、支援を行っている。 令和2年度において通報を受理したのは133件で、被虐待者の対象者総数は150名(女性98名、男性52名)であった。その内DV事案であると判断したものの総数は34件(女性30件、男性4件)であった。	B	障害者虐待事案の内、DV事案の被害者の大半は女性である。DV事案において被害者が女性であれば各区の女性相談員と連携して対応する等、必要に応じて関係機関と連携して対応している。令和2年度も昨年度同様に障害のある被害者に対し、一時保護を含めた支援を実施することで、障害者の安全の確保、自立と社会参加の促進に寄与することができた。	今後も障害者虐待担当者の対応力を向上させ、関係機関との連携を密にして、より迅速に障害者の安全を確保し、自立と社会参加の促進に寄与できるよう現在の取り組みを継続する。	58	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
		128	【再掲】 大阪府女性相談センターや民間支援団体と協力し、通訳支援の充実に努めます。	通訳謝礼金の予算確保の他、関係機関と連携して外国人DV被害者の支援を行った。(日本語を話せる外国人を含む) 延べ支援人数 134人(女性134人)	B	外国人支援は制度利用の制約もあり、困難を伴うが、関係機関とも連携して適切な支援を実施したため。	大阪府女性相談センター等と連携し、外国人DV被害者の支援のため取組を推進する。	40	子ども家庭課 各区子育て支援課
		129	多言語によるDVに関する情報提供に努めます。また、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めます。	国が作成した多言語の制度説明のパンフレットを各区に配布して、必要に応じて利用したほか、関係機関と連携して外国人DV被害者の支援を行った。 延べ対象人数20人(女性20人)	B	外国人DV被害者の意思を確認しながら適切な支援を行っているため。	外国人DV被害者の人権に配慮しながら、各人の状況に応じた支援を行う。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		130	【再掲】 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)を含めた人権相談を実施します。	・人権相談専用の人権相談ダイヤル(開設H29.12月)等による、多様性に関する相談(11件)も含めた相談を実施。 ・市民等対象に啓発及びLGBT相談の周知を図るため、広報誌への掲載 ・市民・事業者等への研修、啓発等を実施。	A	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の方々へ、人権相談等や市民・事業者等への研修、啓発等を実施することができた。	引き続き、人権相談ダイヤルを市民等に周知するとともに、相談員への研修や人権相談マニュアル・LGBT相談マニュアル等を通じて支援力の向上を図る。	42	人権推進課
		131	【再掲】 女性の悩みの相談を実施します。	女性が抱える不安や悩みの相談に、フェミニストカウンセラーが女性の視点に立ったカウンセリングを行うことにより、相談者による問題の解決と回復を支援することを目的に実施した。 毎週火曜日 10時～13時、14時～16時 第1・3火曜日 18時～20時、第1・3金曜日 17時～20時 計 毎月30コマ程度実施 令和2年度相談件数:313件(相談内容別延べ件数:暴力150件、性・性的被害8件、仕事25件、生き方・暮らし99件、心と体165件、夫婦と家族272件、人間関係34件)	B	悩みを抱える相談者へのカウンセリングにとどまらず、相談件数の多いDV等の暴力に関する相談者を対象とした講座を開催し、被害からの回復に寄与している。	市関連施設での広場の施設案内リーフレットや相談窓口カードの配架、男女共同参画週間での相談事業実施等により、さらに広く周知を行う。 令和3年度は相談枠を拡大し、相談者が更に相談しやすい体制を整備する。	26	男女共同参画推進課
		132	【再掲】 男性の悩みの相談を実施します。	仕事、家庭、夫婦、生き方、人間関係、心と体のことなど、悩みをひとりで抱え込みがちな男性を対象に、男性カウンセラーがカウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題解決と回復を支援することを目的に実施した。 第1・3木曜日 18時～21時。計毎月6コマ実施。電話相談も行っている。 令和2年度相談件数 59件(相談内容延べ件数:暴力4件、性・性的被害4件、仕事4件、生き方・暮らし17件、心と体17件、夫婦・家庭16件、人間関係8件)	B	面接相談へのハードルの高さに鑑み、よりハードルが低いと考えられる電話による相談を平成26年6月より開始している。電話相談件数については、令和2年度は全体の6割を占めており、ニーズの高さがうかがえる。	市関連施設での広場の施設案内リーフレットや相談窓口カードの配架、男女共同参画週間での相談事業実施等により、さらに広く周知を行う。 令和3年度は相談枠を拡大し、相談者が更に相談しやすい体制を整備する。	27・43	男女共同参画推進課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援 (4) 被害者の心のサポート		133	被害者同士が自らの悩みや体験を語り合い、被害からの回復を図るためのDV被害者サポートグループを実施します。	DV被害者同士が自らの悩みや体験を語り合うことで、自立や心身の健康回復を図るためのDV被害者サポートグループ事業を実施する。	B	令和2年度は、参加者が延べ16人で、内4名は新規の参加者であった。サポートグループは和やかな雰囲気の中で、参加者同士の意見交換やわからあいがなされ、被害からの回復やお互いのエンパワーメントにつながっている。	サポートグループの実施頻度・回数・時期や、参加者にとってリラックスできる居場所づくり等、これまでの課題を整理し、事業に反映させる。		男女共同参画推進課
		134	いのちの相談支援事業(自殺未遂者の相談支援)において、相談者の背景に虐待やDVの問題がある場合、関係機関との連携を図り、情報交換や連絡調整を行います。	大阪府内の警察署、本市消防局(救急隊)、市内の救急病院から紹介された自殺未遂者の相談支援を行った。警察署60件、救急隊6件、救急病院6件、その他4件。計76名の新規相談者の内、男性は26名、女性は50名であった。	B	コロナ禍における自殺者の動向を踏まえ、本市自殺未遂者支援においても、前年度と比較し原因動機として虐待やDVを含む「家庭問題」を抱えられる方が増加となっている。死にたいほどに悩まれ、相談することにためらいを抱かれる方への支援は、関係機関との連携による包括的支援は欠かせない状況であり、当センターの相談支援においては、状況に応じて関係機関との連携によるアプローチのみならず、担当者一人ひとりが燃え尽きないよう「支援者支援」の視点を踏まえ、後方の支援も踏まえ実施できたことから「B」評価とした。	DV等家庭問題への捉え方について関係者ごとの認知にバラつきがあるように感じる。今後も、関係機関との連携に際し、DV被害等による心の傷を抱えた当事者への関わり方等、支援者として留意すべき点を周知する等啓発的な役割も担っていく。		こころの健康センター
		135	相談機関研修の開催、相談機関一覧(悩み相談)配布等自殺対策を推進するために各種相談機関の連携を図ります。	①「対象者の自殺に直面した際にどのように対応すべきか」をテーマに講師を招き、参加者自らの「語り」を中心とした研修の実施。(こころの健康センター) ②DVの相談窓口も含む相談機関一覧を18,000部発行し、各種相談機関と掲載による参画や周知等により連携強化を図った。(精神保健課)	B	①新型コロナウイルス感染症拡大の恐れから研修開催は中止とした。(こころの健康センター) ②相談機関一覧発行に伴い、相互の理解促進および積極的な配架、周知がされている。(精神保健課)	①新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まながら、「支援者」を「支援する」内容として、今後も支援者のケアを中心とした研修内容の検討を図っていく。(こころの健康センター) ②相談機関一覧の存在が周知され、関係機関からのニーズも高まっているが、発行部数に限りがあるため、WEB等の活用も推進する。(精神保健課)		精神保健課 こころの健康センター
		136	【再掲】各区精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施します。	各保健センターにおいて、精神保健福祉相談員等による精神保健福祉に関する相談・訪問指導を実施。医療調整や受診勧奨、社会復帰支援など、個別相談にて、その方の状況に応じた支援を実施。	B	こころの健康に悩みを持つ市民及びその家族等からの相談に対して、状況に応じた対応ができる。また、男性もしくは女性特有の相談については同性の相談員が対応するように努めている。	現事業を継続実施	51	精神保健課 各区保健センター
		137	定例精神保健福祉相談を実施し、嘱託の精神科医師と保健センターのスタッフで相談に応じます。	各保健センターにおいて、嘱託精神科医師や精神保健福祉相談員等による精神保健福祉に関する相談・訪問指導を実施。医療調整や受診勧奨、社会復帰支援など、個別相談にて、その方の状況に応じた支援を実施。	B	こころの健康に悩みを持つ市民及びその家族等からの相談に対して、状況に応じた対応ができる。また、男性もしくは女性特有の相談については同性の相談員が対応するように努めている。	現事業を継続実施		精神保健課 各区保健センター
		138	【再掲】「こころの電話相談」を設置し、こころの悩みに関して心理士や精神保健福祉士が相談を受けます。	電話の利便性の高さと匿名性を活かし、こころの健康について不安や悩みの相談を受けるとともに、医療機関や相談機関、福祉サービス等の情報提供を行った。 相談件数2,622件(女性1,655件、男性658件、不明309件)	B	コロナ禍における自殺の動向を踏まえ、複雑かつ困難な問題を抱えられた相談内容が増える中、電話相談員一人ひとりが抱え込まれないよう、対応に悩むケースについては、随時センター内多職種における助言等を行い、相談員の燃え尽きを防ぎ安定した相談事業を実施できたため。	引き続き継続的に実施する。	52	こころの健康センター

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人數・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課	
基自立方支援 4と支生援被活 害再者建の の	(4) 被害者 の心 のサ ポート	139	精神保健福祉に関する専門相談として、ひきこもり、薬物やギャンブル等依存症、自死遺族や性暴力被害者への専門相談を実施し、各分野の研修を受けた精神保健福祉士、心理士等の専門職が対応した。 相談件数5,831件	B	ギャンブル等依存症相談の増加、長期高年齢化するひきこもり事例への相談対応の増加など、感染対策下でも可能な限り事業を継続し、市民のニーズの広がりに対応した。	引き続き継続的に実施する。			こころの健康センター	
		140	被害者の心のケアのため、相談やカウンセリングを受けられる機関についての情報提供を行います。	B	DV被害者の精神的な負担を軽減することができたため。	DV被害者の二次被害を防止するとともに心のケアを適切に行うことで、DV被害者が早期に生活再建できるよう支援する。			子ども家庭課 各区子育て支援課	
		141	【再掲】 DVのより心理的虐待を受け、被害者とともに避難した子どもの心理ケアについて、具体的に検討します。	A	DV被害から避難してきた児童へのアセスメント及び心理ケアの実施により、心的外傷の回復に寄与した。(心理ケア/児童…延べ20回、保護者…延べ14回(実世帯数: 4世帯)、アセスメント/児童…延べ6回、保護者…延べ8回 (実世帯数:3世帯))	DV被害者である保護者も対象に加えて実施し、児童と保護者、双方の心的外傷からの回復を図るよう事業を継続する。	104		子ども家庭課	
基本方針 5 推進体制の充実	(1) 人材育成研修	142	性暴力の実態や性暴力が起こる要因・背景等の正しい知識と理解を深め、被害者に二次被害を与えないよう寄り添う人材を養成する講座を実施します。						男女共同参画推進課	
		143	【再掲】 民生委員児童委員や人権擁護委員等、被害者に接する機会の多い福祉関係者等に対し、DVについての理解を深めるための研修の実施やリーフレットの配布等情報提供を行います。	B	DVに関する相談窓口の情報を記載した周知カードを約500枚配布し、広く市民や関係機関に対して情報提供を行った。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、想定したより配布数が少なくなったが、可能な範囲での配布を行った。	引き続き、広く市民への周知を図るため、DVに関する相談窓口の情報や、DV防止啓発リーフレットの配布等を行っていく。 令和3年度は民生委員児童委員や人権擁護委員等、被害者に接する機会の多い福祉関係者等を対象とした研修を実施する。アンケートにより事業の効果や改善点を見極めながら、継続的に実施する。	24		男女共同参画推進課	
		144	【再掲】 DV被害者支援現場からの報告や講演などのDVに関する庁内職員研修を実施します。	B	「DVについての正しい知識と被害者への対応について」をテーマに、外部講師による講義を実施することでDVに関する基礎知識や理解を深めるとともに、「住基支援措置の情報漏洩」をテーマとした子ども家庭課職員による講義の2部構成の研修会を行った。(2日間実施) 【対象者】市職員 【対象者の人数】39人(女性25人・男性14人)	令和2年度は、研修教材として映像を取り入れ、DVに関する基礎的な知識の習得だけでなく、実務的な対応やDV被害者の情報を扱う際に留意すべき点等を習得する機会となり、DV被害者と接する際に非常に役立つ効果的な研修ができた。	多くの職員が参加し、効果的な研修となるよう、参加者アンケートの内容を参考にしながら、研修内容の検討を行う。	25		男女共同参画推進課 子ども家庭課
		145	DVの特性、被害者の心のケア、相談手法等について女性相談員等の知識と技術の向上を図る研修を実施します。また、相談員自身が、二次受傷などにより心の問題を抱えることがないよう、専門家等による研修を実施します。	B	DV被害者への支援の充実を図るため、女性相談員等能力向上研修を実施した。(計4回実施)	女性相談員等が求める研修を企画して実施することにより、女性相談員等の能力の向上を図り、DV被害者の支援の充実に資することができたため。	DV被害者が安心して相談できるよう、DV被害者支援に関する最新の情報を収集するとともに、女性相談員の知識・能力のスキルアップを図っていく。		子ども家庭課 各区子育て支援課	

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）進捗状況調書（令和2年度実績）

基本方針	施策の方向	No.	事業内容	取組の内容及び実績 (人数・件数等)	評価	評価の理由 (要因について分析)	今後の方向性 (改善点及び課題等)	再掲No	所管課
基本方針5 推進体制の充実	(1)人材育成研修	146	各種研修会、全国会議への参加に努めます。	DV被害者の相談体制の充実を図るため、女性相談員等が各種研修会に参加した。(延べ10日) (全国会議は新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催なし)	B	研修会や会議等に参加し、DV被害者支援の専門的・実践的な知識を習得して、女性相談員等の能力向上を図り、DV被害者等の支援における問題解決に資することができたため。	DV被害者が安心して相談できるよう、DV被害者支援に関する最新の情報を収集するとともに、女性相談員の知識・能力のスキルアップを図っていく。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		147	【再掲】男女共同参画社会の実現に向け、セクシャル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、データDV又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。	・男女共同参画社会の実現に向けてセクシャル・ハラスメント防止6件(668人)、いじめ・暴力防止3件(235人)、データDV又はDV防止教育2件(44人)に関する様々な教職員研修を実施した。	B	各研修の参加者アンケートにおいて、一定の評価があったため。	啓発冊子の配付対象学年の教員を中心とし、今日的課題を取り上げた内容で研修を実施していく。	20・112	生徒指導課 教育センター
		148	UN Womenなどと連携し、「国際女性デー」や「堺セーフティ・プログラム」等の周知・啓発のためのパネル展示等を実施します。	「国際女性デー2021映画上映会」において、「セーフシティさかい」に関するパネルを設置し、取組の周知を行った。 【対象者】市民 【来場者数】53人(来場制限80人で開催) ※大阪府立大学学園祭における「セーフシティさかいパネル展」は、新型コロナウイルスの影響により、中止となった。	B	映画上映会の参加者の多くにセーフシティさかいの取組を周知することができたため。	多くの市民が集まる様々な機会、特に若者が集う機会を利用して啓発活動を引き続き実施していく。		男女共同参画推進課
	(2)関係機関・団体等との連携機能の充実	149	国における加害者更生に係る調査研究を把握するとともに、その動向等を注視しつつ、情報収集に努めるなど適切に対応していきます。	「女性活躍加速のための重点方針2020」に基づく国の動向等を把握するとともに、他自治体の取組状況の把握や「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」においてDV加害及び被害に関する状況は把握等、施策のあり方について検討するための情報収集に努めた。	B	加害者更生プログラムは国においても検討中であり、市としても国や他自治体の取組状況を注視しながら検討・研究中のため。	「女性活躍加速のための重点方針2020」に基づく国の動向等を把握するとともに、他自治体の取組状況の把握や男女共同参画交流の広場における「悩みの相談」においてDV加害及び被害に関する状況は把握等、施策のあり方について研究に努める。		男女共同参画推進課
		150	「堺市DV対策連絡会議」を開催し、警察、大阪府の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVに関わる機関、府内関係課との情報交換・連携を図ります。	堺市DV対策連絡会議を開催し、現場の状況を報告したほか、府内外の関係機関の相互の連携の在り方にについて意見交換を行った。 1回開催 (令和2年度は新型コロナ感染拡大予防のため書面開催)	B	DVに関する専門機関が集まり、情報共有・情報交換を行い、意思疎通を図ることで、各機関の連携の強化につながったため。	今後も府内外のDVに関わる関係機関と連携を強化し、DV対策全般における取組を推進する。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		151	大阪府女性相談センターとの連絡会を開催し、情報交換・連携を図ります。	大阪府女性相談センターとの連絡会を開催し、情報共有のほか、相互の連携のあり方等について意見交換を行った。 1回開催、12人参加	B	有効な情報共有・連携を図ることで、DV被害者への相談支援の充実を図ることができているため。	大阪府女性相談センター等と連携を更に強化するため、情報交換・連携を継続する。		子ども家庭課 各区子育て支援課
		152	地方裁判所との連絡会の開催や関係機関会議への参加により、情報交換・連携を図ります。	地方裁判所との連絡会を開催し、保護命令発行等に係る事務等について、意見交換を毎年行っている。 (令和2年度は新型コロナ感染拡大予防のため開催せず)	—	新型コロナの影響により、開催できなかつたため。	DV被害者の保護命令申立等が円滑に行えるよう地方裁判所との連携を強化していく。		子ども家庭課 各区子育て支援課

※対象者の性別はアンケート等により把握した数字。性別が把握できない場合は総数にのみ記入。

第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）
令和2年度 事業実施（進捗）状況報告

令和3年12月発行
編集・発行 堺市 市民人権局
男女共同参画推進部 男女共同参画推進課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1
Tel 072-228-7408
Fax 072-228-8070
E-mail danjokyo@city.sakai.lg.jp

堺市配架資料番号 1-D3-21-0255